

行政事業レビュー外部有識者会合議事次第

日時：令和2年7月31日（金）
14：00～16：00

場所：中央合同庁舎第6号館B棟
公正取引委員会審判廷(19階)¹⁾

1 開会

2 行政事業レビュー

(1) 独占禁止懇話会

(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等

(3) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査

3 講評

4 閉会

【配布資料】

資料1 独占禁止懇話会

- (1) 行政事業レビューシート
- (2) 参考資料

資料2 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等

- (1) 行政事業レビューシート
- (2) 参考資料

資料3 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査

- (1) 行政事業レビューシート
- (2) 参考資料

¹⁾ 外部有識者3名は、Web会議形式にて出席

資料4 令和2年度行政事業レビューに係る行動計画
(令和2年4月10日公正取引委員会)

行政事業レビュー外部有識者会合 出席者名簿

令和2年7月31日

【外部有識者】¹⁾

公認会計士	池谷修一
東京経済大学経済学部教授	中村豪
新潟大学法学部副学部長教授	南島和久

(五十音順, 敬称略)

【行政事業レビュー推進チーム】

官房政策立案総括審議官(総括責任者)	藤本哲也
官房総務課長(副総括責任者)	原一弘
官房参事官	田中久美子
官房総務課会計室長	三浦文博

以上

¹⁾ 外部有識者3名は、Web会議形式にて出席

事業番号 0003

令和2年度行政事業レビューシート (公正取引委員会)

事業名	独占禁止懇話会			担当部局庁	経済取引局		作成責任者	
事業開始年度	昭和43年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	経済取引局総務課		藤井 宣明	
会計区分	一般会計							
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-			関係する 計画、通知等	-			
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	公正取引委員会が各界の有識者から意見を聴取するとともに、意見交換を行うことを通じて、経済社会の変化に即応した競争政策の有効かつ適切な推進を図り、併せて競争政策に対する国民的理解の増進を図る							
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	公正取引委員会が、懇話会を開催し、その取組や競争政策の在り方等について、広く各界(学界、言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等)の有識者と意見交換を行う。							
実施方法	直接実施							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の状 況	当初予算	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度要求	
		補正予算						
		前年度から繰越し						
		翌年度へ繰越し						
		予備費等						
		計	1.7	1.7	1.4	1.5	0	
	執行額	1	1	0.9				
	執行率 (%)	58%	62%	64%				
	当初予算+補正予算に対する 執行額の割合 (%)	58%	62%	64%				
令和2-3年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	2年度当初予算	3年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	0.8						
	委員等旅費	0.5						
	庁費	0.2						
	計	1.5	0					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
			成果実績	-	-	-	-	-
	目標値	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-		
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-							

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と平成29～令和元年度の達成状況・実績						
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	公正取引委員会の取組や競争政策の在り方等に対する意見聴取が中心であり、これらに関して定量的な目標を示すことは困難である。			時宜を得た検討課題について、広く各界の有識者と意見交換を行うことにより、競争政策の有効かつ適切な推進を図り、併せて競争政策に対する国民的理解の増進を図ることを成果目標とする。 達成状況・実績については、平成29年度から令和元年度の間に計9回の会合が開催されているところ、いずれの回においても活発な意見交換が行われ、有識者と公正取引委員会との間で、競争政策に関する相互理解を深めることができた。					
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 2年度	目標最終年度	
	国民への発信力の向上	ホームページ(独占禁止懇話会議事録等の成果物)のアクセス件数(各年度・1か月当たりの平均値)	実績	-	770	680	810	-		
			目標値	-	-	-	750			
達成度	%	-	-	-	-					
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度 活動見込	3年度 活動見込	
	独占禁止懇話会の開催回数	活動実績	-	3	3	3				
		当初見込み	-	3	3	3	3	3		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込		
	独占禁止懇話会開催に係る経費/開催回数	単位当たりコスト	円	334,522	344,017	306,662	489,667			
		計算式	円/回		1,003,566/3	1,032,052/3	919,986/3	1,469,000/3		
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	競争政策の普及啓発等 3								
	施策	競争政策の広報・広聴 3-1								
	測定指標	定量的指標			単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 年度	目標年度 年度
				実績値	-	-	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-	-
	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供状況及び国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解の増進状況	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて競争政策に対する理解を推進する。	令和2年度	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じた意見・要望の把握を通じて競争政策に対する理解を増進する。 施策の進捗状況(実績) 平成31年・令和元年度に独占禁止懇話会を3回実施した。						
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	独占禁止懇話会における活発な意見交換により、有識者と公正取引委員会との間で、競争政策に関する相互理解を深めることは、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資する。									
	新経済・財政再生計画改革工程表 2019	取組事項	分野:	-						
(第一階層) KPI		KPI (第一階層)			単位	計画開始時 年度	元年度	2年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
				成果実績	-	-	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-	-		
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)			単位	計画開始時 年度	元年度	2年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-		

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	公正取引委員会が各界の有識者から意見を聴取し、それらを踏まえて競争政策を推進することは、経済社会の変化や国民・社会のニーズに適切に対応した政策を行うことにつながるものとする。 なお、テーマ選定については、最近の例ではデジタル・プラットフォームに関するテーマなど、公正取引委員会が現在取り組んでいるものの中で、有識者の御意見を必要としており、かつ有識者も関心が高いと思われるテーマを選ぶなどして、工夫している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	会合の場で、公正取引委員会の取組や競争政策の在り方等について、各界の有識者と「意見交換」を行うことができるのは、実際に競争政策を実施する公正取引委員会のみであり、民間等に委ねることはできない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	我が国経済社会の変化に即応した競争政策を有効かつ適切に実施していくためには、定期的に各界の代表者、有識者等と意見交換を行うことが効果的に競争政策の実施するために必要であり、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	速記録作成先の選定については、法務省との共同調達（一般競争入札）によっている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約（企画競争）による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	旅費及び謝金は規則・統一単価に基づいて支出している。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	支出は、地方に在住する会員への旅費、意見陳述の謝金、速記録作成費用であり、必要最小限の支出に限定している。
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	-	一昨年度から会員（有識者）への資料送付を紙媒体から電子媒体に変更しており、配布範囲を会員本人以外の関係者にも拡大することで、会員側の利便性にも配慮した。また、傍聴者への傍聴券の送付をFAXから電子メール（PDF）とすることにより、送付の際の作業効率の向上を図っている。	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	独占禁止懇話会は、年3回程度時宜を得た議題を設定の上、広く各界の有識者と意見交換を行い、また、会議で使用した資料や議事録等の成果物を後日公開している。これらの実績は、競争政策の有効かつ適切な推進を図り、併せて競争政策に対する国民的理解の増進を図るという目標に合致するものである。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	各界の代表者、有識者等と一堂に会した場で意見交換を行うことにより、公正取引委員会としては効率的かつ効果的に意見を聴取できるほか、各界の有識者等に関しても意見交換を通して競争政策に対する理解を深めてもらう機会となるため、現在の形での開催が最も意見交換の方法としては効果的である。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	毎年、3回程度の開催を見込んでいるところ、ほぼ見込みどおり開催できている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	独占禁止懇話会の議事録等の成果物は公正取引委員会のホームページ上で公表しており、これら成果物へのアクセス件数は、一月当たり810件に上る。 また、議事録等は公正取引委員会内で共有し、聴取した意見を各種取組の参考としている。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	類似の事業として「独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会」(官房が所管)が実施されているが、これは各地方ごとに開催するもので、各地の有識者から地域の経済社会の実情に即した競争政策に関する意見・要望を聴取するものであり、全国的な見地から意見を聴取する独占禁止懇談会との役割分担は適切である。
	所管府省名	事業番号	事業名	
	公正取引委員会	0002	独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会	

点検・改善結果	点検結果	独占禁止懇談会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が、広く各界の有識者と意見交換を行うための会議である。会合のテーマについては、公正取引委員会が現在取り組んでいるものの中で有識者が最も関心が高いと思われるテーマを選ぶなどして工夫し、有識者から聴取した意見については、議事録等で公表するとともに、公正取引委員会内で共有し、各種取組への反映を図っている。本会合は、各界の有識者の意見を競争政策の運営にいかす貴重な機会であり、競争政策に対する国民的理解の増進に資するものとなっている。これらのことから、今後も独占禁止懇談会を開催して意見聴取を行うこととする。
	改善の方向性	引き続き、会合のテーマを時宜を得たものとする、可能な限り多くの会員の出席を得られるよう早期の日程調整等に努めること、会員への事前の資料配布を紙媒体から電子媒体に変更することに加え、配布範囲を会員本人以外の関係者にも拡大することで、各界有識者に対する広報・広聴活動として効率的に成果を上げるとともに、会合開催に当たって速記録の作成等に係る支出については、必要最小限のものとなるようにする。

外部有識者の所見

--

行政事業レビュー推進チームの所見

--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

--

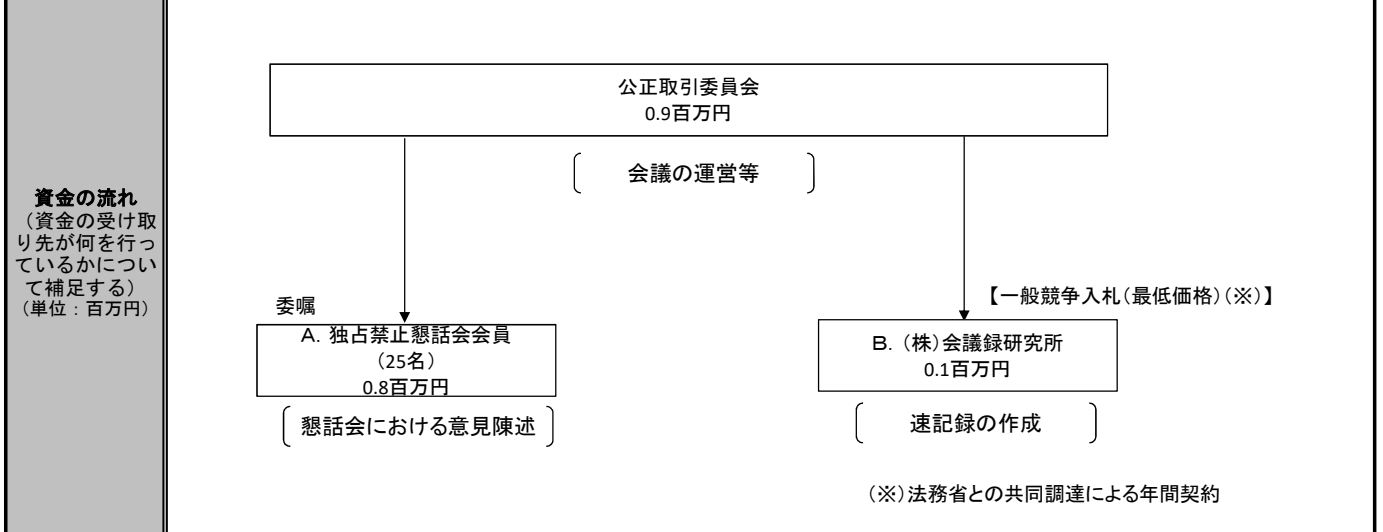
備考

独占禁止懇談会の議事概要等 <https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dk-kondan/>

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	③(4)	平成23年度	⑧	平成24年度	④	平成25年度	③
平成26年度	③	平成27年度	0003	平成28年度	0003	平成29年度	0003
平成30年度	0003						
平成31年度	公正取引委員会 (0003)						

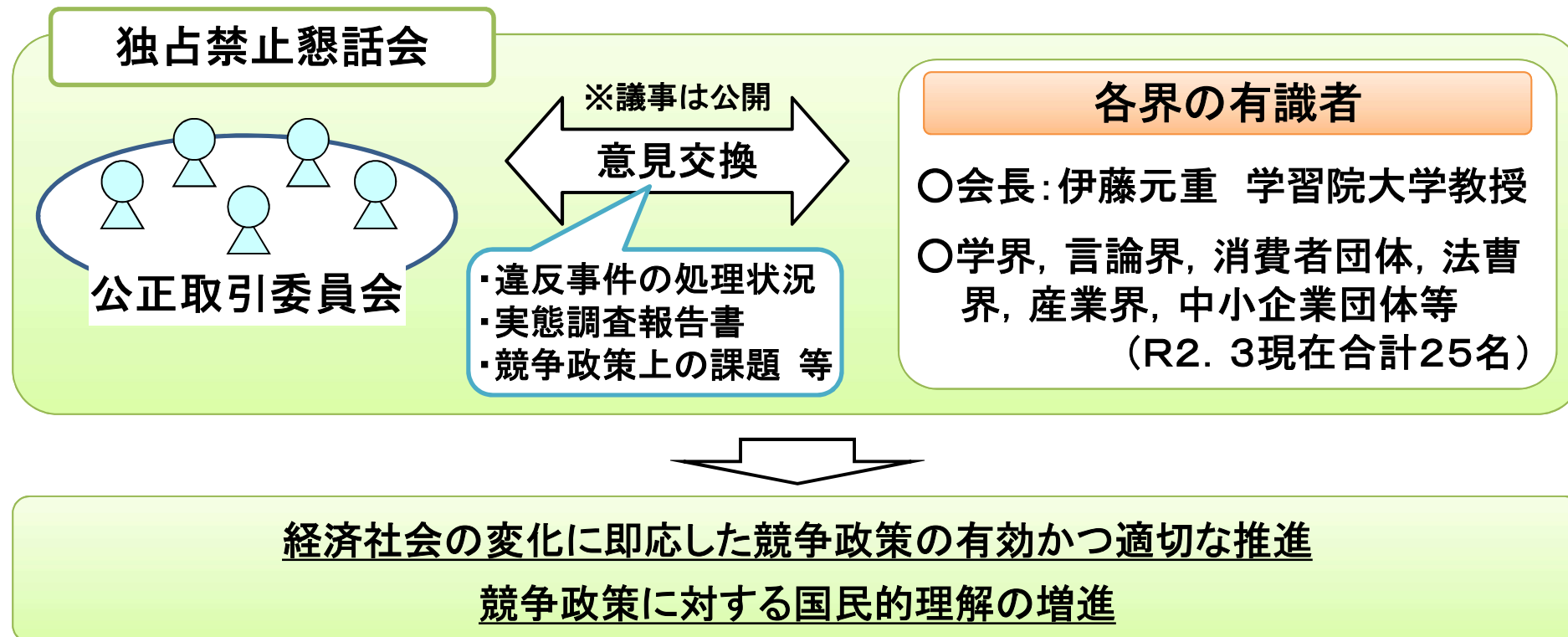
※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



参 考 資 料

参考 1	独占禁止懇話会の概要等	1
参考 2	最近の独占禁止懇話会開催状況	2
参考 3	第 1 7 回独占禁止懇話会会員	3

1. 概要



2. 活動実績等

実績(開催回数)

29年度	30年度	R1年度	R2年度見込み
3回	3回	3回	(3回)

※毎年度おおむね3回開催

関係予算(R2年度)

約144万円

- ・会員への謝金(約79万円)
- ・会員の旅費(46万円)
- ・速記等(19万円)

最近の独占禁止懇話会開催状況

	開催年月日	出席会員数／会員数
第209回	平成30年 4月10日	21名／24名
第210回	平成30年 6月19日	18名／24名
第211回	平成30年12月 7日	17名／24名
第212回	平成31年 4月15日	16名／24名
第213回	令和 元年 6月24日	12名／24名
第214回	令和 元年12月11日	22名／25名

【議題】

- ・第209回
 - 「人材と競争政策に関する検討会」報告書について
 - 大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書について
 - 公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書について

- ・第210回
 - 平成29年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例
 - 平成29年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等
 - 平成29年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

- ・第211回
 - 独占禁止法に導入される確約手続の概要
 - 携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査）
 - プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備に向けた対応について

- ・第212回
 - 独占禁止法改正法案の閣議決定等について
 - クレジットカードに関する取引実態調査について
 - 地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブックについて
 - プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備に向けた対応について

- ・第213回
 - 平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況
 - 平成30年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例
 - 平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等
 - デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会等について

- ・第214回
 - デジタル・プラットフォームに関する取組
 - ・ 政府・公正取引委員会の取組
 - ・ デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査（オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引）
 - 製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書
 - 「業務提携に関する検討会」報告書

第17期独占禁止懇話会会員

[五十音順, 敬称略]

会長	伊藤元重	学習院大学国際社会科学部教授
会員	有田芳子	主婦連合会会長
	依田高典	京都大学大学院経済学研究科教授
	及川勝	全国中小企業団体中央会事務局長
	角元敬治	株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員
	鹿野菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	川田順一	JXTGホールディングス株式会社取締役副社長執行役員
	川濱昇	京都大学大学院法学研究科教授
	川本裕子	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
	鬼頭誠司	日本生命保険相互会社 専務執行役員
	河野康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	小林篤子	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	笹川博子	日本生活協同組合連合会常務理事
	白石忠志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	泉水文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	竹川正記	株式会社毎日新聞社論説委員
	田中道昭	立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授
	土田和博	早稲田大学法学学術院教授
	野原佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	細田真	株式会社榮太樓總本舗代表取締役社長
	山下裕子	一橋大学大学院経営管理研究科経営管理専攻教授
	山田秀顕	全国農業協同組合中央会常務理事
	由布節子	弁護士
	吉田明子	東洋大学経済学部教授
	チャールズ D. レイク II	アフラック生命保険株式会社 代表取締役会長

(役職は令和元年9月現在)

事業番号 0006

令和2年度行政事業レビューシート(公正取引委員会)

事業名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等			担当部局庁	経済取引局取引部	作成責任者						
事業開始年度	平成25年度	事業終了(予定)年度	令和2年度	担当課室	取引企画課	堀内 悟						
会計区分												
根拠法令 (具体的な条項も記載)	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第14条			関係する 計画、通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定) ・消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) 							
主要政策・施策	-			主要経費	-							
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成26年4月及び昨年10月の消費税率の引上げに伴い、中小企業者等に不当に不利益を与える消費税の転嫁拒否等の行為の防止を図るため、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)の内容などの説明会の開催、パンフレットの作成・配布、新聞広告やインターネット広告等による広報活動等を行うことにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る。											
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>本事業では、以下のような事業等を実施する。</p> <p>① 消費税転嫁対策特別措置法等の周知徹底を図るため、説明会を開催(移動相談会も併せて開催)するとともに、事業者団体等が主催する説明会に講師を派遣する。</p> <p>② 消費税転嫁対策特別措置法等の内容やガイドラインなどについて事業者に理解しやすいパンフレット等を作成・配布し、周知を行う。</p> <p>③ 消費税転嫁対策特別措置法等の周知徹底を行うとともに、消費税の転嫁拒否等の行為について厳しく監視する姿勢を示すために、新聞広告やインターネット広告等を実施する。加えて、事業者に対して消費税転嫁対策特別措置法等の遵守の徹底について、文書をもって要請する。</p>											
実施方法												
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度要求					
	予算 の 状 況	当初予算	51.6	49.1	60.2	38.1						
		補正予算	-	-	-	-						
		前年度から繰越し	-	-	-	-						
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-						
		予備費等	-	-	-	-						
	計		51.6	49.1	60.2	38.1	0					
	執行額		46	47.2	77.5							
	執行率(%)		89%	96%	129%							
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		89%	96%	129%								
令和2・3年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		2年度当初予算	3年度要求	主な増減理由							
	消費税転嫁対策業務旅費		0.9	0	消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日に失効することが予定されており、その結果として本事業の実施の必要がなくなるため。							
	消費税転嫁対策業務庁費		37.2	0								
	計		38.1	0								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 年度	目標最終年度 2年度	3年度
	令和元年度は、各広告物を認知した者の割合を23%以上となるようにする。		各広告物を認知した者の割合(196人/927人)		成果実績	%	22	18.4	21.1	-		
					目標値	%	-	23	23	-	23	
					達成度	%	-	80	92	-		
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	メディア広報事後調査結果報告書(令和元年12月20日付株式会社オリコム作成)(事後調査アンケートにて各広告物を「確かに見た」又は「見たような気がする」と回答した者の割合)											
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 年度	目標最終年度 2年度	3年度
	令和2年度は、各広告物を認知した者のうち、法律の内容を知っている者の割合が60%以上となるようにする。		各広告物を認知した者のうち、法律の内容を知っている者の割合(115人/196人)		成果実績	%	58.8	50.9	58.7	-		
					目標値	%	-	60	60	-	60	
					達成度	%	-	85	98	-		
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	メディア広報事後調査結果報告書(令和元年12月20日付株式会社オリコム作成)(事後調査アンケートにて各広告物を「確かに見た」又は「見たような気がする」と回答した者のうち、消費税転嫁拒否行為が法律で禁止されていることを「よく知っている」又は「知っている」と回答した者の割合)											

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標	目標最終年度	
							年度	2年度	3年度
説明会参加者に対する事後アンケートにおいて令和2年度に満足度が90%以上となるようにする。	説明会参加者の満足度 (2527人/2774人)	成果実績	%	89	85	91	-		
		目標値	%	80	80	80	-		90
		達成度	%	100	100	100	-		
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	主催説明会参加者の事後アンケート(説明会後のアンケートにおいて「満足できた」又は「概ね満足できた」と回答した者の割合)								
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	説明会の開催及び事業者団体主催の説明会への講師派遣回数	活動指標	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度 活動見込	3年度 活動見込	
		活動実績	回	57	70	133		-	
		当初見込み	回	75	60	65	30	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	パンフレットの配布部数	活動指標	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度 活動見込	3年度 活動見込	
		活動実績	部	401,050	392,335	250,415		-	
		当初見込み	部	500,000	500,000	350,000	350,000	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	違反事例パンフレットの配布部数	活動指標	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度 活動見込	3年度 活動見込	
		活動実績	部	3,950	6,060	254,165		-	
		当初見込み	部	-	-	-	-	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	広告を掲載した新聞媒体	活動指標	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度 活動見込	3年度 活動見込	
		活動実績	紙	39	39	39		-	
		当初見込み	紙	-	-	-	-	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	インターネットバナー広告表示回数	活動指標	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度 活動見込	3年度 活動見込	
		活動実績	回	65,615,297	75,665,496	95,661,742		-	
		当初見込み	回	-	-	-	-	-	
単位当たり コスト	説明会の開催及び事業者団体主催の説明会への講師派遣に係る費用／開催回数及び講師派遣回数	算出根拠	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込		
		単位当たりコスト	円/回	23,955	12,524	20,369	19,701		
		計算式	円/回	1,365,467/57	876,672/70	2,709,019/133	591,025/30		
単位当たり コスト	パンフレットの作成・印刷・発送にかかる費用／印刷部数	算出根拠	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込		
		単位当たりコスト	円/部	14.4	18.9	15.6	17.9		
		計算式	円/部	5,878,099/406,050	7,485,898/396,335	4,028,000/258,215	3,731,446/207,910		
単位当たり コスト	違反事例パンフレットの作成・印刷・発送に係る費用／印刷部数	算出根拠	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込		
		単位当たりコスト	円/部	-	35.7	13.1	16.2		
		計算式	円/部	-	75,000/2,100	3,511,850/267,965	3,182,196/196,100		
単位当たり コスト	広告掲載に係る費用／広告を掲載した新聞紙の数	算出根拠	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込		
		単位当たりコスト	円/紙	647,077	672,215	843,240	503,661		
		計算式	円/紙	25,236,006/39	26,216,382/39	32,886,376/39	18,635,465/37		
単位当たり コスト	広告掲載に係る費用／インターネットバナー広告表示回数	算出根拠	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込		
		単位当たりコスト	円/回	0.1	0.1	0.1	0.2		
		計算式	円/回	7,783,241/65,615,297	5,694,934/75,665,496	9,422,359/95,661,742	4,995,911/23,377,382		

政策評価	政策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4									
	施策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4-1									
	測定指標	定量的指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標年度	目標年度		
			実績値								
			目標値								
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	平成26年4月及び令和元年10月の消費税率の引上げに伴い、中小企業者等に不当に不利益を与える消費税の転嫁拒否等の行為の防止を図るため、消費税転嫁対策特別措置法の内容などを説明する説明会の開催、パンフレットの作成・配布、新聞広告やインターネット広告等による広報活動等を行うことは、消費税の円滑かつ適正な転嫁に資する。										
	政策										
	施策										
	新経済・財政再生計画改革工程表 2019	取組事項	分野:	-							
(第一階層) KPI		KPI (第一階層)		単位	計画開始時年度	元年度	2年度	中間目標年度	目標最終年度		
			成果実績								
			目標値								
		達成度	%								
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)		単位	計画開始時年度	元年度	2年度	中間目標年度	目標最終年度		
			成果実績								
		目標値									
	達成度	%									

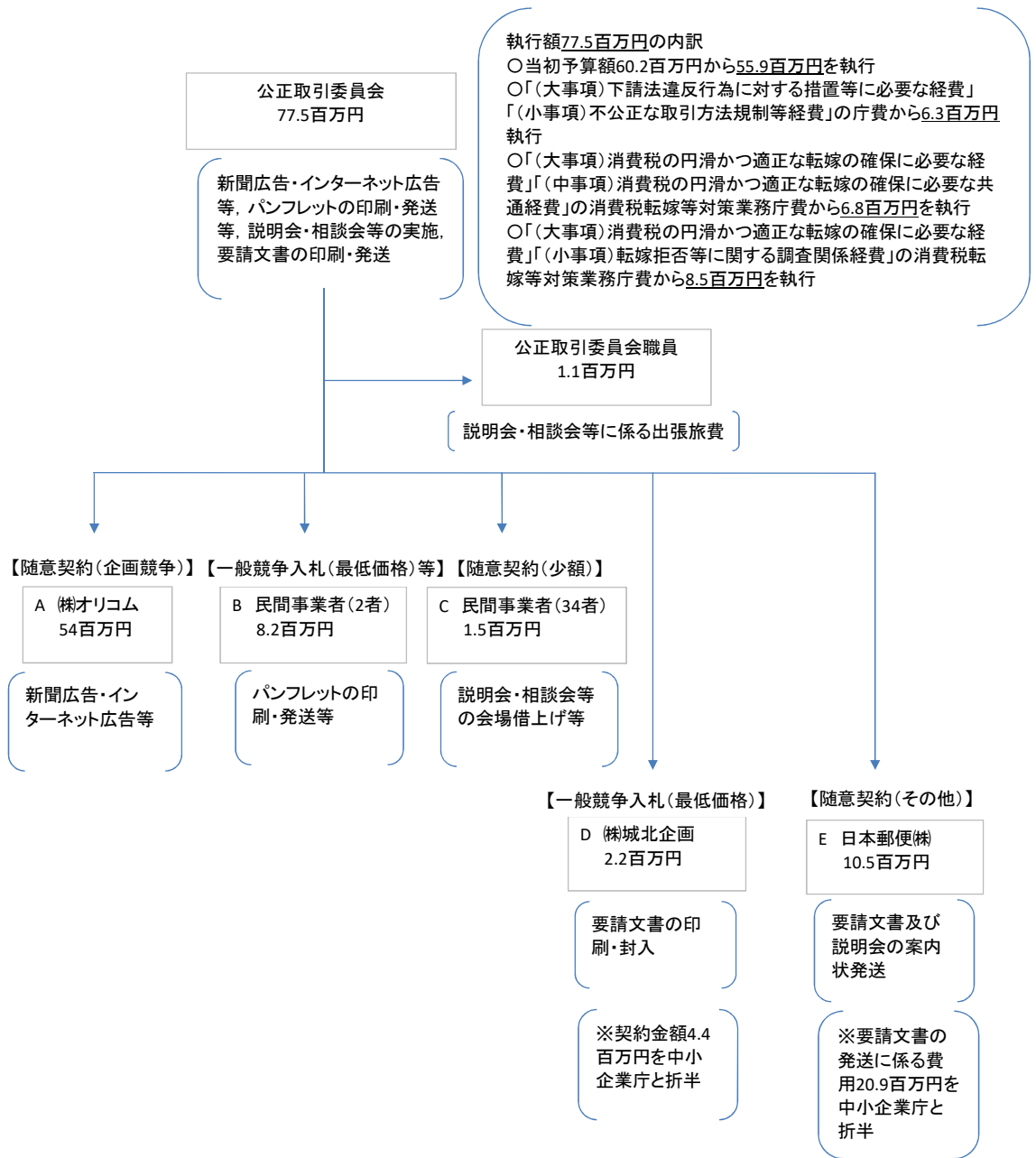
事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	消費税率の引上げに際し、中小企業者等を中心に消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題になっているところ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、法律が成立し、同法において、国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について、徹底した広報を行うことが定められている(消費税転嫁対策特別措置法第14条)ところである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	法律の広報活動の実施に当たっては、法律を所管し、調査や指導等の中心となる公正取引委員会(国)が直接行う必要がある。また、移動相談会は、転嫁拒否等の被害を受けている事業者からの相談を受け付けるところ、かかる相談への対応は申告者の保護の観点から、調査や指導の中心となる公正取引委員会(国)が率先して直接行う必要がある。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	消費税率の引上げに際し、中小企業者等を中心に消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題になっており、閣議決定で設置された消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部から、消費税の転嫁対策等についての理解を深めてもらうための各種メディア・媒体を活用した広報や説明会の開催などが求められており、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	パンフレット等の作成に当たっては、効率的な事業の実施を図るため、入札等を行うことで、コスト削減を行うとともに、メディア広報の実施に当たっては、効果的な事業の実施を図るため、企画競争を実施することにより、支出先を選定している。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	パンフレット等の作成に当たっては、効率的な事業の実施を図るため、入札等を行うことで、コスト削減を行っている。また、メディア広報の実施に当たっては、効果的な事業の実施を図るため、企画競争を行っているが、価格面についての審査項目を設定した上で、他の審査項目の2倍の点数で設定することにより、コストを重視している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業の実施に当たっては、消費税の転嫁拒否等の行為の防止という目的のため、真に必要な施策について実施している。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	パンフレットの作成に当たっては、事前に配布先に対し、必要部数の確認を行うことで、無駄な印刷を行わないようにし、コスト削減や効率化を行った。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	△	<p>【広告物認知割合】 令和元年度は、広告物認知割合が昨年度比2.7ポイント上昇し、成果目標に近い結果となった。この理由としては、昨年度よりも広告媒体の種類を増やすとともに、広告実施期間を消費税率引上げ前後の2か月間としたことが考えられる。</p> <p>【法律内容認知割合】 令和元年度は、法律内容認知割合が昨年度比7.8ポイント上昇し、成果目標に近い結果となった。この理由としては、昨年度よりも消費税の転嫁拒否等の行為が法律違反であることを分かりやすく伝えるため、典型的な違反事例のイラストに「違反」というスタンプを付したことが、広告認知者の理解に寄与したものと考えられる。</p> <p>【説明会満足度】 成果目標を上回っており、成果目標に見合ったものであったといえる。</p>
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	事業の実施に当たっては、消費税の転嫁拒否等の行為の防止という目的のため、真に必要な施策について実施し、より効果的かつ低コストで実施するために入札等により支出先を選定した。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	新聞広告やインターネット広告のほか雑誌広告及び交通広告を用いた集中的な広報事業を実施し、有効な消費税の転嫁拒否等の行為の防止を図る周知を行った。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	パンフレットについては説明会や事業者団体等への研修・講演の際において使用しているほか、昨年度作成した動画広告は、当委員会公式YouTubeにて随時視聴可能としているなど、十分に活用している。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	令和元年10月の消費税率の引上げに際し、消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止を図るため、事業者向けに広報活動を行うことは極めて重要な課題であるところ、効率性と有効性を考慮しつつ、広報活動を行うことができた。	
	改善の方向性	令和元年10月に消費税率の引上げが実施されたところ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、消費税の転嫁拒否等の行為は法律違反であることの理解が事業者に定着するように、効率的かつ有効性のある広報となるよう、引き続き、必要な見直しを行いながら、実施していくこととする。	
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
備考			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年度		平成23年度	
平成24年度		平成25年度	新25-1
平成26年度 ⑥		平成27年度 0006	平成28年度 0006
平成29年度		平成30年度 0006	平成31年度 0006
平成30年度 0006			
平成31年度	公正取引委員会 (0006)		

※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



A.(株)オリコム			B.(株)文洋社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
消費税転嫁対策業務庁費	令和元年度消費税転嫁対策の広報事業	54	消費税転嫁対策業務庁費	「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」パンフレット等の印刷および発送業務	7.5
計		54	計		7.5
C.			D.(株)城北企画		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
			消費税転嫁対策業務庁費	消費税転嫁対策特別措置法遵守要請に係る印刷及び封入業務	1.1
			庁費	消費税転嫁対策特別措置法遵守要請に係る印刷及び封入業務	1.1
計		0	計		2.2
E.日本郵便(株)			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
消費税転嫁対策業務庁費	消費税転嫁対策特別措置法遵守要請に係る文書の発送	5.2			
庁費	消費税転嫁対策特別措置法遵守要請に係る文書の発送	5.2			
計		10.4	計		0
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載			チェック		

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

参 考 資 料

参考 1	令和元年度事業概要	1
参考 2	令和元年度の公正取引委員会の集中的な広報について	2
参考 2-1	新聞 7 段広告	3
参考 2-2	新聞突き出し広告	4
参考 2-3	週刊新潮広告	5
参考 2-4	WEB バナー広告	6
参考 2-5	Facebook カルーセルバナー広告	7
参考 2-6	「消費税転嫁拒否セルフチェック」動画カット表	8
参考 2-7	「消費税転嫁対策 増税時に気をつけま SHOW」動画カット表	15
参考 2-8	公正取引委員会ホームページ 特設ページ	19
参考 2-9	令和元年度における修正点	21

事業概要（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る事業者向け広報等）

転嫁拒否等に対する迅速かつ厳正な対応

1. 転嫁拒否等の行為についての相談窓口の設置

転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を、本局及び全国の地方事務所等（全国9か所）に設置している。

3条関係	届出関係	その他	合計
6,683件	1,339件	556件	8,578件

（平成25年4月から令和2年3月までの累計）

2. 事業者及び事業者団体に対する移動相談会

事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施している。（令和2年3月末時点 388回）

令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
85回	50回	43回	36回	52回	47回	75回

（移動相談会回数の年度毎の内訳）

違反行為の未然防止のための取組（周知活動）

1. 説明会の実施

消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、また、商工会議所、商工会、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣している。

○公取委主催説明会の開催（令和2年3月末時点 323回）

○商工会議所等や事業者団体等主催の説明会等に職員を講師として派遣（令和2年3月末時点 637回）

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
説明会	74回	50回	42回	36回	51回	30回	40回
講師派遣	59回	20回	15回	73回	27回	59回	384回

（主催説明会及び講師派遣回数の年度毎の内訳）

2. 広報活動

転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知している。

（1）マスメディアを利用した集中的な広報の実施

	新聞	雑誌	インターネット	鉄道車内	ラジオ	備考
平成26年3月	○	—	○	○	○	消費税率引上げ直前
平成26年6～7月	○	○	○	—	—	
平成28年2月、11月	○	—	○	—	—	
平成29年11月	○	○	○	—	○	
平成31年2月	○	○	○	—	○	
令和元年9～10月	○	○	○	○	—	消費税率引上げ前後

（2）事業者向けパンフレットの配布

- 令和元年10月の消費税率引上げに向けたパンフレットの配布（令和元年8月）
- 令和元年10月の消費税率引上げに向けた違反事例パンフレットの配布（令和元年8月）

公正取引委員会における消費税転嫁対策に係る集中的な広報について(令和元年9月～10月実施)

参考 2

新聞広告

消費税セルフチェック

事業者みなさま! チェックしてみませんか!

今年10月の消費税引上げに伴い、消費税の転嫁拒否行為への注意が必要です。以下は懸念される違反行為の事例です。セルフチェックで、消費税の転嫁対策をはじめましょう。

消費税の転嫁拒否は、法律違反

指導・勧告件数は、累計4,710件にも上ります。

税率が引き上げられる今だからこそ、改めてご自身の業務をご確認ください。

書面調査にご協力! 情報提供者の保護に、情報提供料を、消費税転嫁対策 秘密 保守 Tel.03-3581-3379 公正取引委員会

突き出し広告

消費税セルフチェック

消費税引上げ後も税込価格を据え置いた。

引上げ分は、

平成25年10月以降、5年半の間で消費税転嫁拒否行為の指導・勧告件数は、累計4,710件

改めてご自身の業務をご確認ください。

消費税の転嫁拒否は法律違反

Tel.03-3581-3379

雑誌広告

消費税セルフチェック

消費税引上げ後も税込価格を据え置いた。

引上げ分は、

平成25年10月以降、5年半の間で消費税転嫁拒否行為の指導・勧告件数は、累計4,710件にも上ります。

消費税の転嫁拒否は法律違反

Tel.03-3581-3379

掲載媒体

読売新聞

ほか地方紙及びブロック紙計39紙

掲載期間

9月11日(水)から26日(木)の間のいずれか1日

掲載媒体

週刊新潮

掲載日

9月18日(水)及び10月17日(木)

交通広告

まど上3面動画広告(JR山手線)

消費税セルフチェック ①

消費税引上げ後も税込価格を据え置いた。

消費税セルフチェック ②

消費税引上げに伴い、実売価格を据え置いたため、仕入価格を据え置いた。

消費税セルフチェック ③

販売する商品の税率は8%のままで、10%適用商品の仕入価格を据え置いた。

まど上ポスター(名古屋地下鉄, 大阪メトロ)

消費税セルフチェック

消費税引上げ後も税込価格を据え置いた。

引上げ分は、

平成25年10月以降、5年半の間で消費税転嫁拒否行為の指導・勧告件数は、累計4,710件にも上ります。

消費税の転嫁拒否は法律違反

Tel.03-3581-3379

掲載日

JR山手線:

9月9日(月)から10月13日(日)

名古屋地下鉄, 大阪メトロ:

9月2日(月)から9月30日(月)

インターネット広告

ユーチューブ動画広告

消費税セルフチェック

事業者みなさま! チェックしてみませんか!

消費税の転嫁拒否は法律違反

Tel.03-3581-3379

ウェブバナー広告

消費税セルフチェック

事業者みなさま! チェックしてみませんか!

平成25年10月以降、5年半の間で消費税転嫁拒否行為の指導・勧告件数は、累計4,710件

消費税の転嫁拒否は法律違反

公正取引委員会

フェイスブック広告

消費税セルフチェック

消費税引上げ後も税込価格を据え置いた。

引上げ分は、

平成25年10月以降、5年半の間で消費税転嫁拒否行為の指導・勧告件数は、累計4,710件

消費税の転嫁拒否は法律違反

公正取引委員会

広告日

9月2日(月)から10月31日(木)

ウェブバナー広告をクリックすると当委員会HP内の特設ページ(※)に遷移。

(※) 特設ページURL

<https://www.jftc.go.jp/info/tenka/r1/index.html>

新聞突き出し

事業者のみなさま!

消費税

しょうひぜいてんかきよひ

転嫁拒否

チェックしてみるか

セルフチェック

消費税率引上げ後も税込価格を据え置いた。

消費税率の引上げ分は上乗せしないよ

違反

平成25年10月以降、5年半の間で消費税転嫁拒否行為の
指導・勧告件数は、累計 **4,710**件

改めてご自身の業務をご確認ください。

HPでもっとセルフチェック! 消費税転嫁対策 検索

消費税の転嫁拒否は法律違反

Tel.03-3581-3379

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



WEB バナー

事業者のみなさま!

消費税 転嫁拒否

しょうひぜいてんかきよひ

セルフチェック

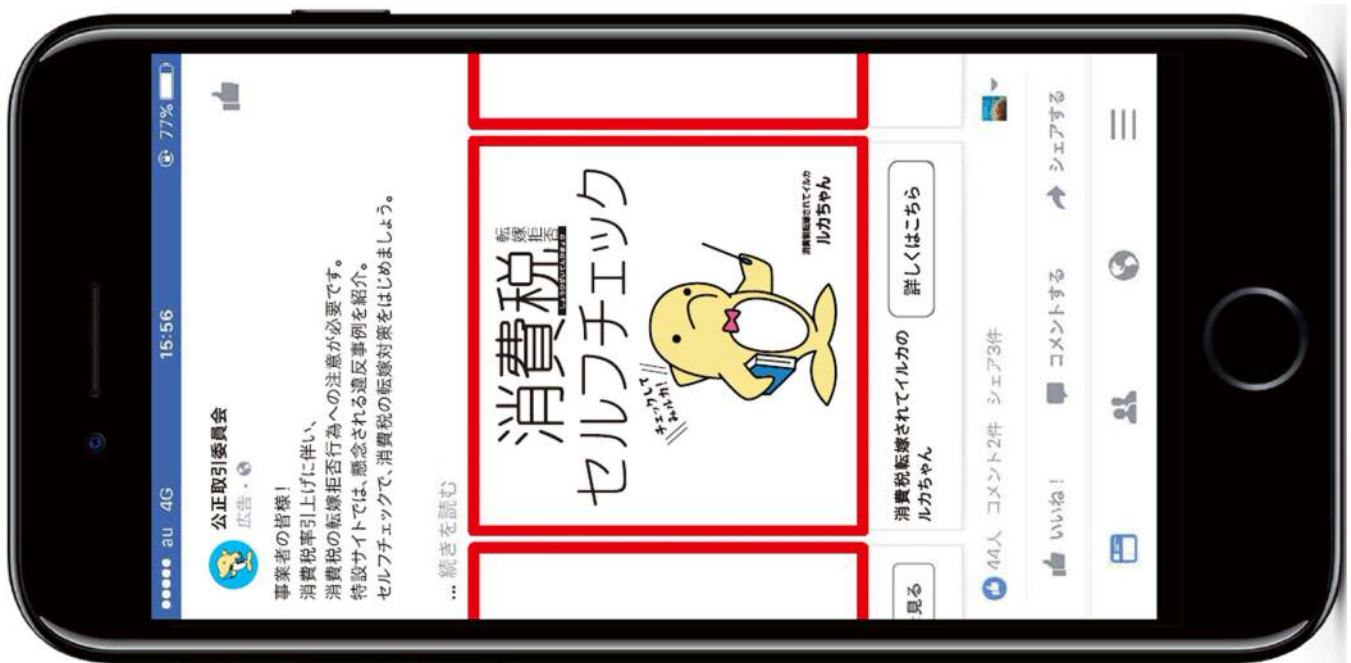
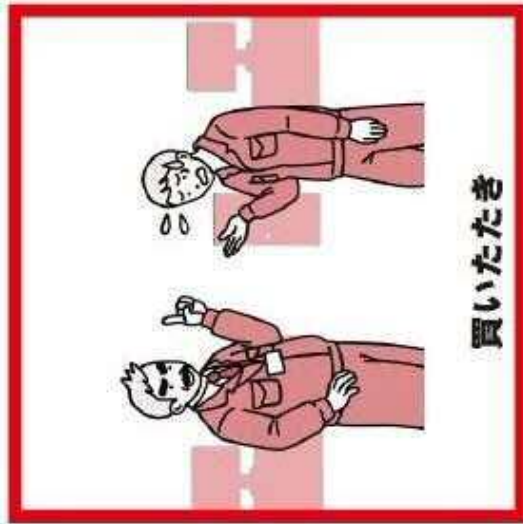
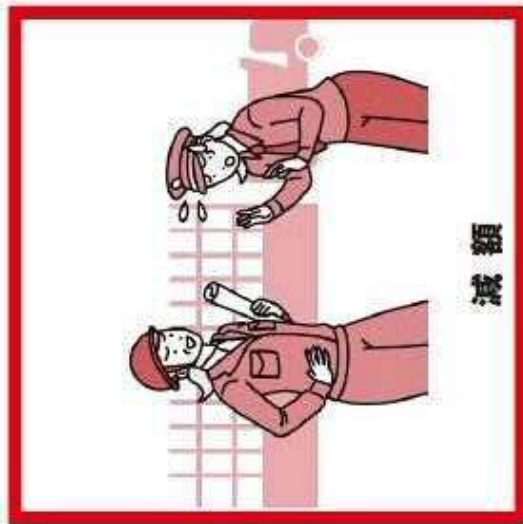
平成25年10月以降、5年半の間で消費税転嫁拒否行為の指導・勧告件数は、累計 **4,710** 件

詳しくは、クリックしてみルカ

税率が引き上げられる今だからこそ、改めてご自身の業務をご確認ください。

消費税の転嫁拒否は法律違反です

 **公正取引委員会**
Japan Fair Trade Commission



動画カット表

消費税転嫁対策 Youtube 動画 15 秒 カット表

「買ったたき」篇



(ルカちゃん)
チェックしてみルカ!



消費税率引上げ後も
税込価格を据え置いた。



改めてご自身の業務を
ご確認ください。



(SL)
消費税転嫁対策♪

C-1



(ルカちゃん)
チェックしてみルカ!

C-2



消費税率の引上げ分を
差し引いて支払った。

C-3



C-4



改めてご自身の業務を
ご確認ください。

C-5



(SL)
消費税転嫁対策♪

C-1



(ルカちゃん)

チェックしてみルカ!



C-2



安売りセールを実施するため、仕入価格を据え置いた。

C-3



C-4



改めてご自身の業務をご確認ください。

C-5



(SL)

消費税転嫁対策♪

C-1



(リカちゃん)
チェックしてみルカ!



C-2



C-3



C-4



改めてご自身の業務をご確認ください。





C-5





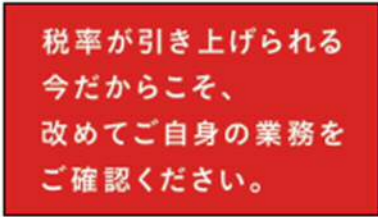



(S)
消費税転嫁対策♪

消費税転嫁対策 窓上チャンネル 15秒 (3事例) カット表

	左画面	中央画面	右画面
C-1			
C-2			
C-3			
C-4			
C-5			
C-6			
C-7			

C-1		<p>(ルカちゃん) チェックしてみルカ！ 消費税転嫁拒否！</p>	
C-2		<p>(ルカちゃん) 消費税率引上げ後も税込価格を 据え置いた。</p>	
C-3		<p>(事業主男性) 消費税率の引き上げ分は、 上乗せしないよ！</p>	
C-4		<p>(ルカちゃん) 消費税率の引き上げ分を 差し引いて支払った。</p>	
C-5		<p>(事業主女性) 消費税率引き上げ分は、 一部しか支払わないから！</p>	
C-6		<p>(ルカちゃん) 消費税率引き上げに伴い 安売りセールを実施するため、 仕入価格を据え置いた。</p>	
C-7		<p>(事業主女性) 「2%引きセール」するから 仕入れも2%下げね！</p>	

C-8		<p>(ルカちゃん) 販売する食品の税率は 8%のままなので10%適用商品の 仕入価格を据え置いた</p>
C-9		<p>(事業主男性) 8%で売る商品だから 仕入れも8%しか払わないよ!</p>
C-10		<p>(ルカちゃん) 消費税の転嫁拒否は 法律違反です!</p>
C-11		<p>この5年半の間で、 消費税転嫁拒否行為に対する 指導・勧告件数は 累計4710件。</p>
C-12		<p>税率が引き上げられる 今だからこそ 改めてご自身の業務を ご確認ください。</p>
C-13		<p>(SL) 消費税転嫁対策♪ (ルカちゃん) 書面調査にご協力を! 公正取引委員会です。</p>

(買ったたき) 篇

(減額) 篇

- 1  ♪ (アルプス1万円)
[声: 丸かちゃん NA]
消費税転嫁対策
- 2  増税時に
気をつけまSHOW!
- 3  [声: いみみ]
♪これまで税込価格で
取引してたけど
♪これまで税込価格で取引してたけど
- 4  増税後も
価格を据え置き
取引をした〜♪
♪増税後も価格を据え置き取引をした
- 5  [SE]
ブーツ
[声: 丸かちゃん NA]
ダメ!
- 6  このような
「買ったたき」行為は
- 7  [SE]
ブーツ
[声: 丸かちゃん NA]
法律違反ですよ!
- 8  [声: 丸かちゃん]
♪消費税転嫁対策♪

- 9  [声: 丸かちゃん NA]
増税時に
気をつけまSHOW!
- 10  [声: いみみ]
♪取引先への代金を
支払うと〜きに
♪取引先への代金を支払うときに
- 11  増税分を減額して
振り込んだ〜♪
♪増税分を減額して振り込んだ
- 12  [SE]
ブーツ
[声: 丸かちゃん NA]
ダメダメ!
- 13  このような
「減額」行為も
- 14  [SE]
ブーツ
[声: 丸かちゃん NA]
法律違反で〜す!
- 15  [声: 丸かちゃん]
♪消費税転嫁対策♪

(商品購入、役務利用、利益提供の要請) 篇

(本体価格での交渉の拒否) 篇

16  (丸カちゃん NA)
増税時に
気をつけまSHOW!

23  (丸カちゃん NA)
増税時に
気をつけまSHOW!

17  (歌い込み)
♪消費税率の
引上げ分を
支払う代わりに

24  (歌い込み)
♪税込価格の
見積書しか

18  (歌い込み)
値札の
付け替え作業を
要求した〜♪

25  (歌い込み)
受け取りませんと
拒否をした〜♪

19  (S)
ブーツ
(丸カちゃん NA)
ダメだぜい!

26  (S)
ブーツ
(丸カちゃん NA)
ダメだぜい!

20  「商品購入、役務利用、
利益提供の要請」
行為も

27  このような
「本体価格での
交渉の拒否」行為も

21  (S)
ブーツ
(丸カちゃん NA)
法律違反です!

28  (S)
ブーツ
(丸カちゃん NA)
法律違反なのです!

22  (歌手丸カちゃん)
♪消費税転嫁対策♪

29  (歌手丸カちゃん)
♪消費税転嫁対策♪

(報復行為) 篇

30  (ルカちゃん NA) 増税時に気をつけまSHOW!

31  (藤い込み) ♪消費税の転嫁拒否をチクられたから

32  (藤い込み) 売手との取引を停止した〜♪

33  (SD) ブーツ (ルカちゃん NA) ダメダメダメ〜!

34  もちろん「報復行為」も

35  (SD) ブーツ (ルカちゃん NA) 法律違反!

36  (藤平&ルカちゃん) ♪消費税転嫁対策♪

(総括) 篇

37  (ルカちゃん NA) 増税時に気をつけまSHOW!

38  (藤い込み) ♪消費税の増税にあたり

39  消費税の転嫁を

40  拒む行為は、消費税転嫁〜

41  拒否♪

42  (ルカちゃん NA) 「買ったとき」

43  「減額」

- | | | | | | |
|----|---|--|----|--|---------------------------------------|
| 44 |  | <p>(鳥かちゃん NA)
「商品購入、役務利用、利益提供の要請」</p> | 51 |  | <p>(鳥かちゃん NA)
まずは、書面調査にご協力を。</p> |
| 45 |  | <p>「本体価格での交渉の拒否」</p> | 52 |  | <p>(歌い込み)
♪消費税転嫁対策♪</p> |
| 46 |  | <p>「報復行為」は、「消費税転嫁対策特別措置法」で禁止されています</p> | 53 |  | <p>(鳥かちゃん NA)
増税時に気をつけまSHOW!</p> |
| 47 |  | <p>公正取引委員会では様々な情報収集活動によって、立入検査などの調査を積極的に実施。</p> | 54 |  | <p>詳しくは、
(歌い込み)
♪消費税転嫁対策♪</p> |
| 48 |  | <p>違反行為が認められた場合は、指導・勧告などの措置を採っています。</p> | 55 |  | <p>(鳥かちゃん NA)
で検索だけい!</p> |
| 49 |  | <p>(SD)
ピッピー</p> | | | |
| 50 |  | <p>(鳥かちゃん NA)
消費税転嫁拒否行為を受けた方は、公正取引委員会まで。</p> | | | |

公正取引委員会
公正取引委員会
公正取引委員会

公正取引委員会から、消費税転嫁拒否行為を
行った事業者は、すぐに罰則の対象です。**厳禁**

Tel.03-3581-3379

事業者のみなさま! **消費税セルフチェック**

チェックして
お力になり!!

今年10月の消費税引上げに伴い、
消費税の転嫁拒否行為への注意が必要です。
以下は懸念される違反行為の事例です。
セルフチェックで、消費税の転嫁対策をはじめましょう。

消費税
セルフチェック

ルカちゃん

消費税引上げ後も税込価格を据え置いた。

消費税引上げ後も税込価格を据え置いた。違反

消費税引上げ後の税込価格を引上げ後も据え置く行為は「買いたたき」にあたります。

消費税の引上げ分を差し引いて支払った。

消費税の引上げ分を差し引いて支払った。違反

消費税の引上げ分を、事実的に減らして支払う行為は、「減額」にあたります。

消費税の引上げ分を支払う代わりに、値札の付け替え作業を要求した。

消費税の引上げ分を支払う代わりに、値札の付け替え作業を要求した。違反

消費税の転嫁を受け入れる代わりに、指定する商品購入やサービス利用、経済上の利益を要請する行為は、「商品購入、役務利用、利益要請の要請」にあたります。

税込価格の見積書しか受け取りませんと拒否した。

税込価格の見積書しか受け取りませんと拒否した。違反

消費税を含まない価格での交渉の申出を受けたにもかかわらず、その申出を拒否する行為は、「本価価格での交渉の拒否」にあたります。

消費税引上げに伴い安売リセールを実施するため、仕入価格を据え置いた。

安売リセールの実施に伴う売上量の減少を防ぐため、小売業者が納入業者に対して、消費税引上げ分を反映しない仕入価格を設定する行為は、「買いたたき」にあたります。

違反

販売する食品の税率は8%のままなので10%適用商品の仕入価格を据え置いた。

自分が販売する商品が軽減税率(8%)の対象品であることを理由に、標準税率(10%)の対象品(食品の包装材料等)の仕入価格を消費税引上げ前と同額にするのは、「買いたたき」にあたります。

違反

上記以外に、消費税転嫁拒否行為に該当する事実を公正取引委員会等に知らせたことを理由に不利益な取扱いをする「報復行為」も禁止されています。

平成25年10月から平成31年3月末までの5年半の間で、消費税転嫁拒否行為に対する

指導・勧告件数は、
累計4,710件にも上ります。

税率が引き上げられる今だからこそ、改めてご自身の業務をご確認ください。

消費税の転嫁拒否は、法律違反

消費税の引上げにあたり消費税の転嫁を拒む行為は、「消費税転嫁対策特別措置法」で禁止されています。公正取引委員会では、様々な情報収集活動によって、立入検査等の調査を実施。違反行為が認められた場合は、指導・勧告を行います。



消費税転嫁対策スペシャルムービー



消費税の転嫁対策はお済みですか？
まずは動画でセルフチェック！



消費税転嫁対策のオリジナルアニメーション！
動画でわかりやすく解説します。

書面調査にご協力ください！

情報提供者の保護に万全を尽くします。

調査票はこちらから
ダウンロードできます

法人向け調査票

個人事業者向け調査票

消費税転嫁拒否行為を受けたらすぐ相談。 **秘密厳守**

Tel.03-3581-3379

もっと知りたい方はコチラ

消費税転嫁対策について




H30年度新聞突き出し

来たる! 2019年10月! 増税前の今だからこそ!
しょうひぜいてんかぎょひこうい

気をつけて
イルカ? **消費税転嫁拒否行為
セルフチェック**

これまで税込価格で取引していたので、
増税後も価格を据え置きにした。



※「買ったとき」にあたり、
法律違反です。

心あたりがある方は、すぐにご相談ください。

書面調査にご協力を!
消費税転嫁拒否のご相談はこちら
Tel.03-3581-3379

消費税込策 検索

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

21



違反スタンプを追加

R1年度新聞突き出し


事業者のみなさま! **消費税** 転嫁拒否
しょうひぜいてんかぎょひ

チェックしてみるか

セルフチェック

消費税率引上げ後も税込価格を据え置いた。

消費税率の
引上げ分は
上乗せしないよ




平成25年10月以降、5年半の間で消費税転嫁拒否行為の
指導・勧告件数は、累計 **4,710**件

改めてご自身の業務をご確認ください。

HPでもっとセルフチェック! 消費税込策 検索

消費税の転嫁拒否は法律違反

Tel.03-3581-3379 公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



修正点

参考2-9

令和2年度行政事業レビューシート (公正取引委員会)

事業名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査			担当部局庁	経済取引局取引部	作成責任者				
事業開始年度	平成26年度	事業終了 (予定) 年度	令和4年度	担当課室	取引企画課	池田 卓郎				
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第4条, 第6条, 第14条, 第15条			関係する 計画、通知等	消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部)					
主要政策・施策	-			主要経費	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	消費税の転嫁拒否等の違反行為を受けることが多い中小事業者等は違反行為者に対し立場が弱く、自ら被害を申し出ることが期待できない実態がある。また、中小事業者等が消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するためには特措法違反行為に対する監視の範囲を最大限に広げる必要があり、そのためには、すべての事業者が違反被疑情報を申告できる機会を確保することが重要となる。そのため、中小企業庁と合同で悉皆的な書面調査を実施し転嫁拒否行為等について積極的な情報収集を行い、問題のある行為に対して迅速かつ厳正に対処することを目的としている。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>大規模な書面調査を実施するため、下記の事業を実施する。</p> <p>①調査票、回答用紙、往信用封筒、返信用封筒、パンフレット、リーフレットについて所要の部数を印刷し、対象事業者約630万者に対して送付する。</p> <p>②コールセンターを設置し、回答者からの問い合わせに対応する。</p> <p>③返送された回答用紙の内容を入力し、違反の疑いのある事業者を抽出する。</p> <p>④違反行為が疑われる事業者に対しては、公正取引委員会・中小企業庁等において消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査を行い、問題のある行為に対して迅速かつ厳正に対処する。</p> <p>なお、消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月末で失効することが予定されているところ、法失効前に行われた違反行為の情報収集及び是正に万全を期すため、法失効後の令和3年度までの書面調査の実施、当該書面調査により収集した違反被疑情報についての翌4年度までの継続処理を予定しているため、終了予定年度を令和4年度としている。</p>									
実施方法	委託・請負									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	624	475	545	455				
		補正予算								
		前年度から繰越し								
		翌年度へ繰越し								
		予備費等								
	計		624	475	545	455	0			
執行額		385	370	434						
執行率 (%)		62%	78%	80%						
当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		62%	78%	80%						
令和2・3年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		2年度当初予算	3年度要求	主な増減理由					
	消費税転嫁等対策委託費		455							
	計		455	0						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 年度	目標最終年度 4 年度	
	書面調査の実施により調査対象とされた案件を事業実施期間中に処理する。なお、令和元年度においては、調査対象とされた案件のうち8割以上処理する。	書面調査の回答を端緒とした調査対象案件に対する事件処理件数の割合	成果実績			92.8	92.6	96.6		
			目標値			80	80	80		100
			達成度	%		100	100	100		
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	書面調査の回答を端緒とした調査対象案件数及び事件処理件数									
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度 活動見込	3年度 活動見込	
	書面調査の調査票発送数	活動実績	万件		625	619	655			
		当初見込み	万件		615	615	653	638	630	
単位当たり コスト	算出根拠			単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込		
	大規模書面調査に係る経費/書面調査票発送数			単位当たり コスト	円	62	60	66	71	
				計算式	/	38,466万 /625万	36,977万 /619万	43,078万 /655万	45,508万 /638万	

政策評価	政策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4									
	施策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4-1									
	測定指標	定量的指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 年度	目標年度 年度		
			実績値								
			目標値								
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
					施策の進捗状況(実績)						
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	大規模書面調査を実施することによって、商品や役務(サービス)を供給している事業者が、取引先事業者(買手事業者)から消費税の転嫁拒否等の行為を受けていないかの情報を積極的に収集し、問題となる行為の是正につなげることは、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に資する。										
新経済・財政再生計画改革工程表 2019	取組事項	分野:									
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 年度	元年度	2年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度		
		成果実績									
		目標値									
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 年度	元年度	2年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度		
		成果実績									
		目標値									
	達成度	%									

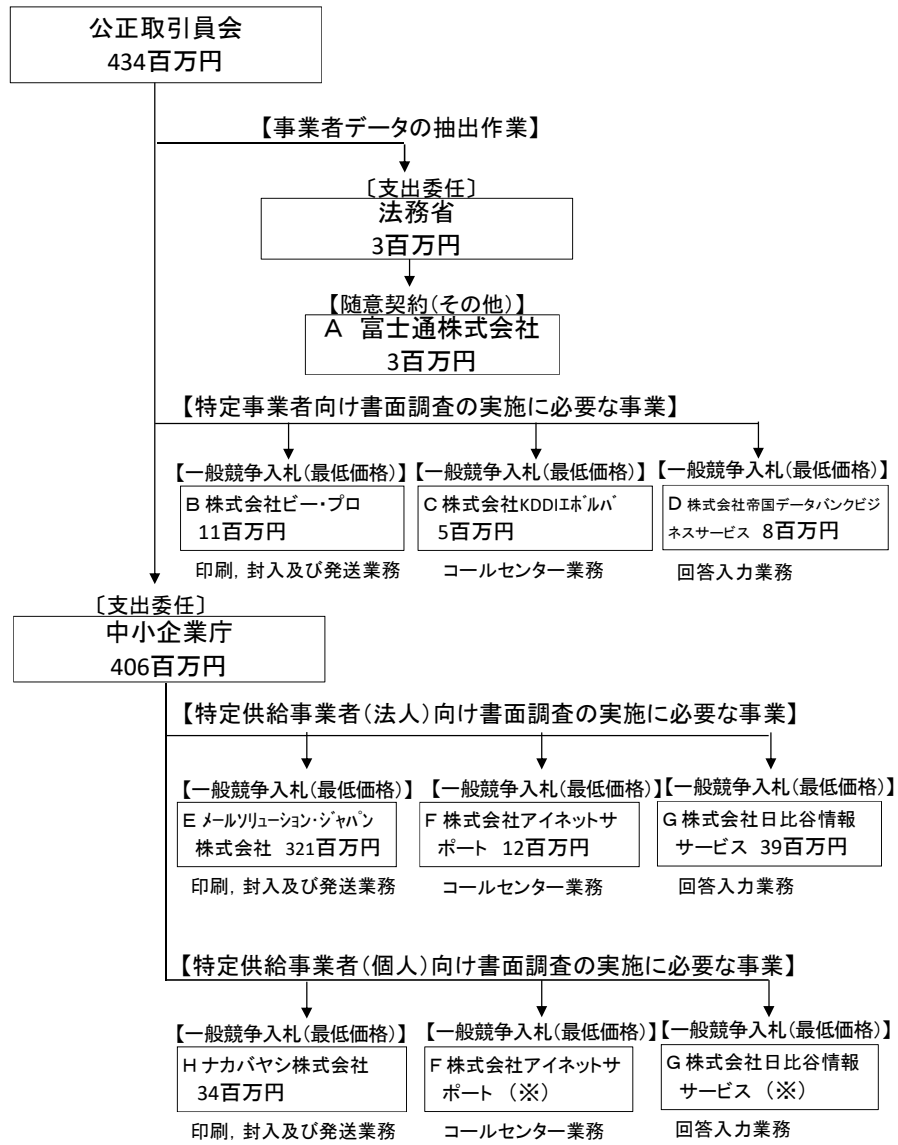
事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	令和元年10月には消費税率10%への引上げが実施され、増税後間もない時期の違反行為についての情報を積極的に収集することは、国民や社会のニーズを反映したものである。 消費税率8%引上げ時の運用において、引上げ後5年超にわたり勧告事件を含む多数の違反事件が摘発されていることを踏まえ、消費税率10%への引上げに際しての転嫁拒否行為の捕捉に万全を期すため、引き続き運用を行っていく必要がある。 なお、消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月末で失効することが予定されているところ、法失効前に行われた違反行為の情報収集及び是正に万全を期すため、法失効後の令和3年度までの書面調査の実施、当該書面調査により収集した違反被疑情報についての翌4年度までの継続処理を予定している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	消費税転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は、国(公正取引委員会、主務大臣等)が行うこととされている。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	消費税転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は、国(公正取引委員会、主務大臣等)が行うこととされている。また、消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部)において、書面調査の実施による違反被疑情報の収集、転嫁拒否等の行為に対する調査等を行い、転嫁を受け入れることなどの必要な指導を行うことが強く求められている。 なお、同法失効後においても、書面調査の実施による違反被疑情報の収集等を継続することが、政府全体の方針として求められている。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	書面調査実施に係る委託事業者の選定では、一般競争入札を行い、広く調達先を確保するなど、競争性を確保したものである。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	全ての事業において一般競争入札を行うことにより、競争性の確保とコスト削減を図っている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	委託先事業者が再委託を行う際には、委託契約の締結の前に再委託の必要性や資金の流れについて確認を行い、また、支出額の確定検査を実施し、合理的な支出となっているか、厳正に確認している。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業者からの実績報告を検査し、事業目的に即して必要なものに限定されているか確認している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	一般競争入札を行うことにより、競争性が確保されていることで、経費を想定よりも抑えることができたため。
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	・特定供給事業者向け書面調査においては、昨年度の行政事業レビューにおける有識者からの指摘を踏まえ、インターネットを利用した書面調査の回答(中小企業庁のウェブサイト上の「申告受付窓口」のページからの回答)について、当該ウェブサイトに係るURLをQRコード化するとともに当該QRコードを調査票に掲載することにより、URL入力に係る回答者の負担を軽減させ、インターネットを利用した回答数を増加させるための工夫を行った。 ・特定事業者向け書面調査においては、押印を不要とし、電子メールによる回答も受け付けることとし、回答者が回答しやすい工夫を行った。また、速やかな回答状況の把握のため、企業別に振り付けた番号をバーコードにより把握する方法を導入した。 ・書面調査の発送に当たって、送付先の重複を排除するため、先に実施した書面調査の結果を踏まえ、宛先不明分を発送先から除外するなど、効率的な執行を図っている。 ・調査票を受け取った回答者の負担を軽減し、分かりやすくするため調査票の記載内容を修正している。

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	調査対象案件のうち、処理件数を8割以上とするという成果目標に対し、成果実績は96.6%であり、成果目標を達成している。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	調査対象とされた全ての事業者に対して書面調査を実施しており、活動実績は見込みに見合っている。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	事件処理件数のうち、勧告及び指導した事案では、転嫁拒否等行為によって発生した被害額を回復させており、違反行為に対する是正措置が採られている。				
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針に基づき、書面調査を行うこととされている公正取引委員会と中小企業庁は重複排除のため、書面調査を合同で行うとともに、書面調査に要した経費を折半して支出している。 また、特措法違反行為の防止又は是正のために必要なときは、情報の提供又は協力を求めることとしている。				
	所管府省名	事業番号		事業名			
	経済産業省	0146		消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業			
点検・改善結果	点検結果	消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査業務等については、令和元年10月の消費税率10%への引上げを踏まえ、引き続き厳正な執行に取り組む必要があるところ、費用の支出について効率的な執行に努めるとともに、調査票の設計上の工夫、インターネットを利用した調査の実施、送付先の重複排除等、効率性と有効性を踏まえた大規模書面調査を実施している。					
	改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月に実施された消費税率10%への引上げに際しての転嫁拒否行為の捕捉に万全を期すため、引上げから間もない令和2年度においては、引き続き特定供給事業者向けの書面調査を悉皆的に実施するとともに、大規模小売事業者・大企業等を対象とした特定事業者向け書面調査を併せて実施する。 書面調査をより効果的に実施する観点から、過去の書面調査において設問の意図に反する回答が認められる要因を検討し、令和2年度の調査票の設計においては、設問の内容及び用語の定義をより明確化するなどの工夫を行った。 特定供給事業者向け書面調査においては、令和元年度から実施しているインターネットを利用した書面調査の回答(中小企業庁のウェブサイト上の「申告受付窓口」のページからの回答)について、当該ウェブサイトに係るURLをQRコード化し、URLと併せて調査票に掲載することにより、URL入力に係る回答者の負担を軽減させ、インターネットを利用した回答数を増加させるための工夫を行った。 特定事業者向け書面調査においては、押印を不要とし、メールによる回答も受け付けることとし、回答者が回答しやすい工夫を行った。また、速やかな回答状況の把握のため、企業別に振り付けた番号をバーコード化により把握する方法を導入した。 なお、消費税転嫁対策特別措置法は令和2年度末に失効するが、政府全体の方針として、同法失効後も失効前に行われた違反行為への厳正な対応が引き続き求められていることを踏まえ、令和3年度においても特定供給事業者向け書面調査を実施するとともに、当該書面調査により収集した違反被疑情報の処理を令和4年度まで継続する必要がある。 					
外部有識者の所見							
行政事業レビュー推進チームの所見							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	—	平成23年度	—	平成24年度	—	平成25年度	—
平成26年度	新26-1	平成27年度	0007	平成28年度	0007	平成29年度	0007
平成30年度	0007						
平成31年度	公正取引委員会 (0007)						

※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



(※)業務内容が同一であることから、同じ事業者に一括して発注している。

費目・使途 （「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）	A.富士通株式会社			B.株式会社ビー・プロ		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	消費税転嫁対策委託費	書面調査発送事業者のデータ抽出作業	3	消費税転嫁対策委託費	特定事業者向け書面調査に係る印刷、封入及び発送業務	11
	計		3	計		11
	C.株式会社KDDIエポルバ			D.株式会社帝国データバンクビジネスサービス		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	消費税転嫁対策委託費	特定事業者向け書面調査に係るコールセンター業務	5	消費税転嫁対策委託費	特定事業者向け書面調査に係る調査票の回答入力業務	8
	計		5	計		8
	E.メールソリューション・ジャパン株式会社			F.株式会社アイネットサポート		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
消費税転嫁対策委託費	特定供給事業者(法人向け)向け書面調査に係る印刷、封入及び発送業務	321	消費税転嫁対策委託費	特定供給事業者向け書面調査に係るコールセンター業務	12	
計		321	計		12	
G.株式会社日比谷情報サービス			H.ナカバヤシ株式会社			
費目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)	
消費税転嫁対策委託費	特定供給事業者向け書面調査に係る回答入力業務	39	消費税転嫁対策委託費	特定供給事業者(個人向け)向け書面調査に係る印刷、封入及び発送業務	34	
計		39	計		34	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士通株式会社	1020001071491	書面調査発送事業者のデータ抽出作業	3	随意契約 (その他)			

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社ビー・プロ	7370001002729	特定事業者向け書面調査に係る印刷、封入及び発送業務	11	一般競争契約 (最低価格)	2	-	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社KDDIエポルバ	4011101006162	特定事業者向け書面調査に係るコールセンター業務	5	一般競争契約 (最低価格)	6	-	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社帝国データバンクビジネスサービス	2010001086143	特定事業者向け書面調査に係る調査票の回答入力業務	8	一般競争契約 (最低価格)	9	-	

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	メールソリューション・ジャパン株式会社	8010001090081	特定供給事業者(法人向け)向け書面調査に係る印刷, 封入及び発送業務	321	一般競争契約 (最低価格)	4	-	

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社アイネットサポート	9011101054264	特定供給事業者向け書面調査に係るコールセンター業務	12	一般競争契約 (最低価格)	5	-	

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社日比谷情報サービス	4010401025211	特定供給事業者向け書面調査に係る回答入力業務	39	一般競争契約 (最低価格)	2	-	

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ナカバヤシ株式会社	4120001086023	特定供給事業者(個人向け)向け書面調査に係る印刷, 封入及び発送業務	34	一般競争契約 (最低価格)	3	-	

参 考 資 料

参考 1	消費税転嫁対策特別措置法の目的及び概要	1
参考 2	消費税転嫁拒否等の行為に対する処理スキームにおける書面調査の役割等	3
参考 3-1-①	令和元年度特定事業者（買手側）向け調査票（令和元年5月発送）	13
参考 3-1-②	令和2年度特定事業者（買手側）向け調査票（令和2年5月発送）	19
参考 3-1-③	公正取引委員会のホームページにおける令和2年度特定事業者向け書面調査の案内ページ	24
参考 3-2-①	令和元年度特定供給事業者（売手側）向け調査票（令和元年10月発送）	25
参考 3-2-②	令和2年度特定供給事業者（売手側）向け調査票（令和2年5月発送）	32
参考 3-2-③	前記調査票の依頼状に記載のQRコードのリンク先（ウェブサイト上の回答フォーム）	38
参考 4	執行額等と運用実績の経年比較〔公取部分〕	42
参考 5	消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査結果の推移について（価格転嫁の状況）	43
参考 6	消費税転嫁対策特別措置法の運用による影響等について	44

法律の目的及び概要

1. 目的

平成26年4月及び令和元年10月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるため、所要の法整備を行うもの。

2. 概要

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第3 価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認されないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、平成元年の消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

＜平成25年10月1日から施行し、令和3年3月31日限りでその効力を失う。＞

（法律改正により、同法の期限は、平成30年9月30日から令和3年3月31日に延長された。）

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置①

1. 法律の対象となる事業者

	特定事業者(転嫁拒否等をする側)(買手)	特定供給事業者(転嫁拒否等をされる側)(売手)
①	大規模小売事業者	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者 (注2)
②	右欄の特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者 (注1)	○資本金等の額が3億円以下の事業者 ○個人事業者等 (注2)

(注1) 地方公共団体や独立行政法人などの法人であっても、事業を行っていれば特定事業者に該当する。

(注2) 消費税の免税事業者であっても特定供給事業者に該当する。

2. 大規模小売事業者の定義(公正取引委員会規則)

- 特定事業者となる「大規模小売事業者」(公正取引委員会規則で定めるもの)
一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者で、次の①又は②のいずれかに該当するもの
 - ① 前事業年度における売上高が100億円以上である者
 - ② 次のいずれかの店舗を有する者
 - ・ 東京都特別区及び政令指定都市において、店舗面積が3,000㎡以上
 - ・ その他の市町村において、店舗面積が1,500㎡以上
- (注) コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む(この場合、上記①の売上高については加盟する者の売上高を含む。)

3. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は、特定供給事業者に対し、以下に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 消費税の転嫁拒否等の行為

① 減額、買ったとき

- ・ 商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること
- ・ 商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること

② 商品購入、役務利用又は利益提供の要請

- ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させること
- ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること

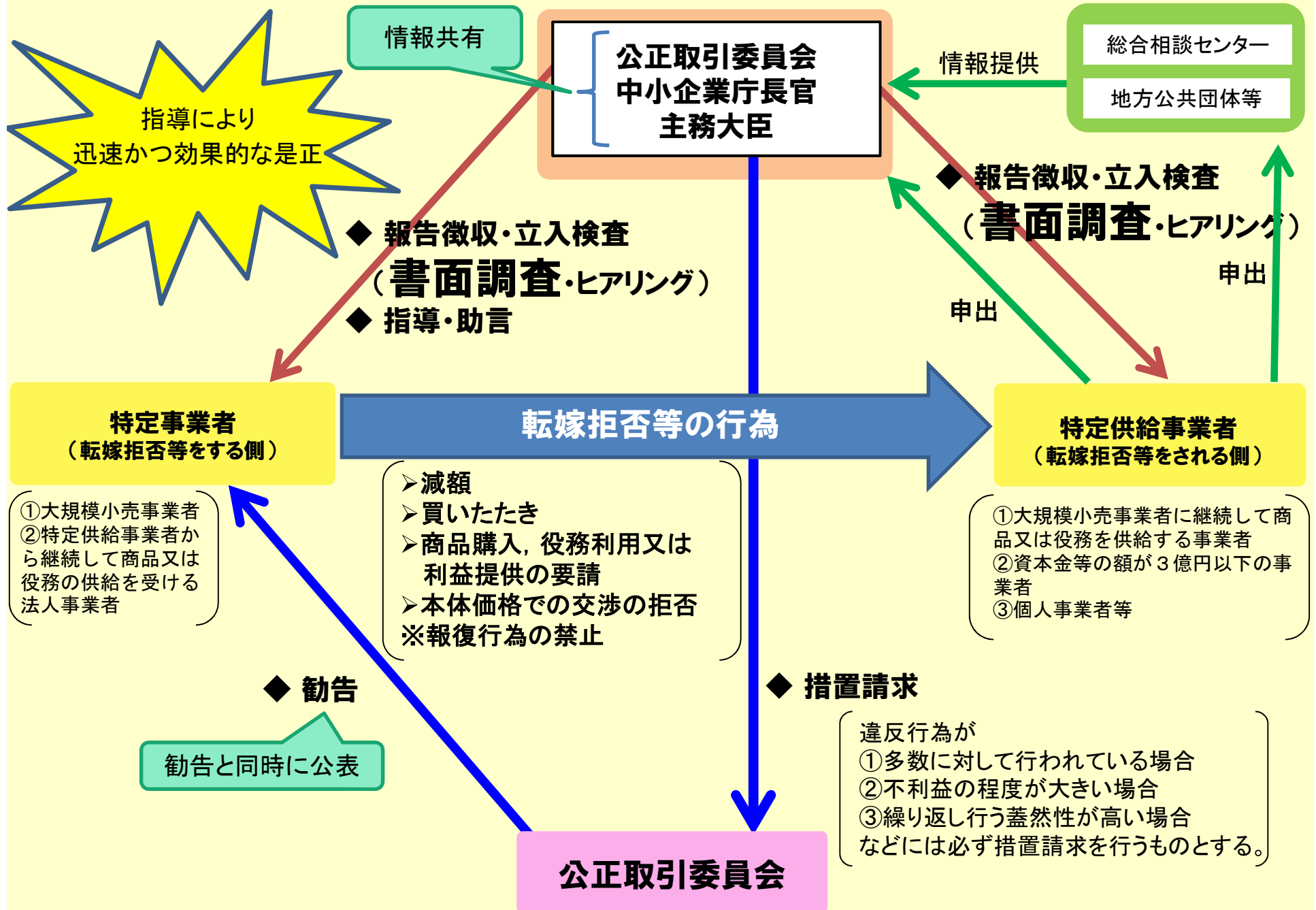
③ 本体価格での交渉の拒否

- ・ 商品又は役務の対価に係る交渉において本体価格(消費税を含まない価格)を用いる旨の申出を拒むこと

(2) 報復行為

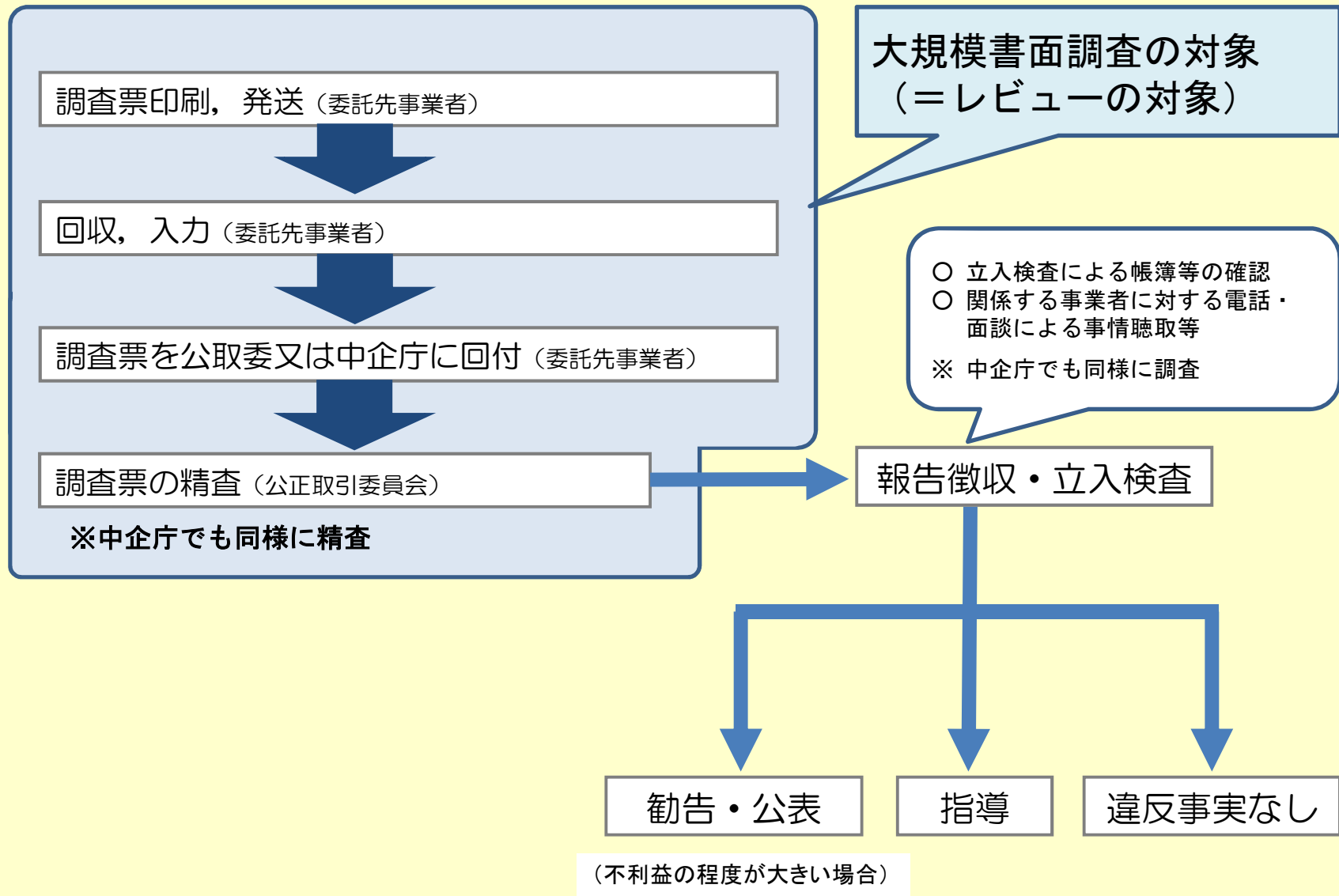
特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること

第1 消費税の転嫁拒否等の行為に対する処理スキーム



参考2

大規模書面調査から、調査～措置までの概略



調査・取締り状況（平成25年10月～令和2年3月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 （注2）	勧告 （注4）	措置 請求
12,754件	7,108件	5,771件 (188件)	54件 (11件)	13件

（注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	432件	6件	438件
買ったたき （注5）	5,285件	52件	5,337件
商品購入・役務利用 ・利益提供の要請	93件	0件	93件
本体価格での 交渉の拒否	281件	0件	281件
合計（注6）	6,091件	58件	6,149件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	867件	5件	872件
製造業	1,215件	1件	1,216件
情報通信業	720件	8件	728件
運輸業（道路貨物 運送業等）	306件	1件	307件
卸売業	370件	1件	371件
小売業	471件	11件	482件
不動産業	239件	9件	248件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	375件	1件	376件
学校教育・教育支 援業	157件	4件	161件
その他（注8）	1,051件	13件	1,064件
合計	5,771件	54件	5,825件

（注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注8）「その他」は、娯楽業、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

令和2年3月末時点

1	(株)JR東日本ステーションリテイリング (平成26年4月23日)	駅構内等で食料品、衣料品等を販売する(株)JR東日本ステーションリテイリングは、消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため、納入業者に対し、仕入価格を通常支払われる仕入価格に比べ3%程度低く設定することになる販売促進企画への参加を要請した。	第3条第1号後段 (買ったたき)	8 ~ 10	吉野家グループ (株)吉野家資産管理サービス (株)北日本吉野家 (株)中日本吉野家 (平成26年9月24日)	店舗等の賃貸借等の事業を営む(株)吉野家資産管理サービス、外食業を営む(株)北日本吉野家及び(株)中日本吉野家の3社は、それぞれ、店舗所有者(賃貸人)の一部に対し、賃料の消費税率の引上げ分を減額し、又は賃料の消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号前段(減額)及び同号後段 (買ったたき)
2	(株)三城 (平成26年6月12日)	メガネ等を販売する(株)三城は、消費税率の引上げに対応するため、店舗の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	11	山佐産業(株) (平成26年10月22日)	パチンコホール等の遊技場にスロットの販売等を行う山佐産業(株)は、スロットの販売等の業務に関する業務委託契約を締結している販売代理店に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託手数料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
3	山形市(山形市立病院済生館) (平成26年6月17日)	山形市立病院済生館は、消費税率の引上げに対応するため、医療材料の納入価格を引き下げることとし、納入業者に対し、平成25年度下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	12	東映アニメーション(株) (平成26年12月17日)	主にアニメーションの製作事業を営む東映アニメーション(株)は、アニメーションの原画、動画等の制作業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
4	一般社団法人東京都自転車商防犯協力会 (平成26年6月26日)	東京都公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人東京都自転車商防犯協力会は、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託手数料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	13	(株)トライグループ (平成26年12月19日)	学習指導事業を営む(株)トライグループは、 ① 家庭教師の業務委託契約を締結している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いて支払った。 ② 教室施設の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
5	一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会 (平成26年6月26日)	兵庫県公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会は、消費税率の引上げに伴う自らの経費の負担を回避するため、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ前の額より更に低い委託手数料を定めた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	14	住友不動産エスフォルタ(株) (平成27年1月30日)	スポーツ施設の運営等の事業を営む住友不動産エスフォルタ(株)は、スポーツ指導を行う個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
6	(株)ルネサンス (平成26年7月24日)	スポーツ施設の運営等の事業を営む(株)ルネサンスは、消費税率の引上げに対応するため、スポーツ指導を行う個人事業者に対し、免税事業者に該当することを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置く等した。	第3条第1号後段 (買ったたき)	15	(株)広島東洋カープ (平成27年2月26日)	プロ野球球団を運営し、球団のロゴマーク等を表示する商品(以下「グッズ」という。)の販売等を行う(株)広島東洋カープは、グッズの納入業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずにグッズの仕入価格を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)
7	産業機械健康保険組合 (平成26年8月1日)	健康保険給付事業及び保健・福祉事業を営む産業機械健康保険組合は、健康診断に関する委託契約を締結している病院等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)				

消費税転嫁対策特別措置法勧告一覽

令和2年3月末時点

16	大東建物管理(株) (平成27年3月19日)	不動産賃貸業等を営む大東建物管理(株)は、賃貸物件の清掃等の業務に関する業務委託契約を締結している個人事業者又は法人事業者に對し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	25 ・ 26	DCMダイキ(株) ・ (株)ホームセンターサンコー (平成27年6月9日)	日用品を販売するDCMダイキ(株)及び(株)ホームセンターサンコーの2社は、それぞれ、野菜等の商品の仕入先である農家等の一部に對し、仕入代金について、税抜価格の販売価格から販売手数料相当額を控除した額に8%を乗じた額を上乗せせずに支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
17 ・ 18	コカ・コーラウエスト(株) ・ 西日本ビバレッジ(株) (平成27年3月26日)	自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を営むコカ・コーラウエスト(株)及び西日本ビバレッジ(株)の2社は、それぞれ、自動販売機を設置場所を提供する事業者の一部に對し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	27	(株)西松屋チェーン (平成27年6月12日)	乳幼児等の衣料品等を販売する(株)西松屋チェーンは、店舗等の賃貸人の一部に對し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)
19	アイフル(株) (平成27年3月27日)	貸金業を営むアイフル(株)は、店舗等の賃貸人の一部に對し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置く旨の要請を行った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	28	(株)主婦と生活社 (平成27年7月9日)	雑誌等の出版業を営む(株)主婦と生活社は、雑誌等に掲載する原稿、写真等の作成又は編集、校正等の業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に對し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
20 ・ 21	アサヒグローバル(株) ・ アサヒグローバル三重(株) (平成27年4月2日)	住宅の建築工事業を営むアサヒグローバル(株)及びアサヒグローバル三重(株)の2社は、それぞれ、住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者に對し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	29	(株)穴吹ハウジングサービス (平成27年10月2日)	駐車場事業等を営む(株)穴吹ハウジングサービスは、駐車場施設の賃貸人の一部に對し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置く旨の要請を行った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
22	SMBCコンシューマーファイナンス(株) (平成27年5月22日)	貸金業を営むSMBCコンシューマーファイナンス(株)は、店舗等の賃貸人の一部に對し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)	30	アイディホーム(株) (平成27年12月22日)	戸建住宅の建設・販売業等を営むアイディホーム(株)は、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に對し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
23	(株)建築資料研究社 (平成27年6月4日)	資格取得対策スクールの運営等の事業を営む(株)建築資料研究社は、 ① 資格取得対策スクールの運営等の業務を委託している一部の事業者に對し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。 ② 事務所等の賃貸人の一部に對し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	31	(株)アーネストワン (平成27年12月22日)	戸建住宅の建設・販売業等を営む(株)アーネストワンは、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に對し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
24	(株)コインパーク (平成27年6月5日)	駐車場事業を営む(株)コインパークは、駐車場施設の賃貸人の一部に對し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	32	(株)東光高岳 (平成28年1月20日)	電力機械器具等の製造販売等を行う(株)東光高岳は、電力量計の取替工事を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に對し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)

消費税転嫁対策特別措置法勧告一覽

令和2年3月末時点

33	(株)Q配サービス (平成28年6月16日)	貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業等を営む(株)Q配サービスは、 ① 荷主から請け負った配送業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 事業所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	38	(株)帝国データバンク (平成29年3月9日)	企業の信用調査、企業情報の提供等の事業を営む(株)帝国データバンクは、企業信用調査等業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)
34 35	(株)松下サービスセンター ・ (株)APサービスセンター (平成28年8月31日)	住宅等の建築リフォーム工事業を営む(株)松下サービスセンター及び(株)APサービスセンターは、 ① サイディング工事を請け負わせている個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに工事代金を据え置いて支払った。 ② 駐車場等の賃貸人等の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	39	住友不動産(株) (平成29年7月14日)	不動産取引業、建築工事業等を営む住友不動産(株)は、自社が一般消費者から請け負う住宅の改築工事に伴う大工工事の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
36	(株)KATEKYOグループ (平成28年10月21日)	学習塾の運営等を行う(株)KATEKYOグループは、 ① 学習指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 教室施設等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)	40	(株)ニチイ学館 (平成29年9月14日)	教育講座の運営等の事業を営む(株)ニチイ学館は、教育指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)
37	(株)スーパーホテル (平成29年2月22日)	ホテル業を営む(株)スーパーホテルは、 ① 支配人業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② ホテル建設、税務会計等に関する指導業務等(「顧問業務」)を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに顧問料を据え置いて支払った。 ③ 朝食用惣菜の仕入先である法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに仕入代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	41	(株)西日本新聞社 (平成29年12月14日)	日刊新聞の発行及び販売等の事業を営む(株)西日本新聞社は、 ① 日刊新聞の販売促進業務(新聞の新規購読者の獲得や既存の購読者に対する契約更新手続等の業務)を委託している人格のない社団等である事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 日刊新聞等に掲載する記事、写真、イラスト等の原稿作成業務を委託している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
				42	エコロシティ(株) (平成30年2月1日)	駐車場事業を営むエコロシティ(株)は、駐車場用地の賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)

52 ・ 53	大東建託(株) ・ 大東建託パートナーズ(株) (令和元年9月24日)	<p>賃貸建物の建築工事業等を営む大東建託(株)は、自ら使用する駐車場等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。</p> <p>不動産賃貸等の事業を営む大東建託パートナーズ(株)は、利用者に転貸するための駐車場等を自社に賃貸するオーナーの一部に対し、借上賃料について、利用者から受け取る転貸賃料を消費税率の引上げ前までと同額で定め、当該転貸賃料から消費税率の引上げ分を上乗せした自社の運営管理費等を差し引くことにより、消費税率の引上げ前よりも低い額で支払った。</p>	第3条第1号 後段 (買いたたき)
54	(株)カルチャー (令和元年12月12日)	カルチャー教室の運営等の事業を営む(株)カルチャーは、講師業務を委託している事業者に対し、受講料の額に一定率を乗じて算出した額に消費税相当分を加えた額を委託料として定め、支払っているところ、一部の事業者に対し、令和元年10月1日の消費税率10%への引上げに際し、一定率を引き下げた。	第3条第1号 後段 (買いたたき)

消費税転嫁対策に係る立法府からの要請等

法律審議時の（衆）経済産業委員会附帯決議（平成25年5月17日）

政府は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保し、立場の弱い事業者が不利益を被ることのないよう、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 消費税増税分を適正に価格に転嫁できる環境を整えるため、関係事業者への定期的な大規模調査を行うとともに、立場の弱い事業者等のための相談窓口を全国に整備すること等により、転嫁の実態を正確に把握し、違反行為に対しては迅速かつ効果的に取り締まること。

（参）経済産業委員会（平成25年5月28日）発言抜粋

○宮沢洋一議員（自民党）

やはり国内で物を作る、物を売るという世界において、食物連鎖に例えれば、これは、大型小売店というのは頂点に立っております言わば肉食恐竜のようなものでございまして、こういう方についてはやはり相当しっかりと監視といいますか規制を付けていかなければ、例えば大きな食品メーカーであっても大きな電機メーカーであってもいろんな状況が生じているということは新聞等々載っておりますので、その辺をしっかりと対象にしていかなければいけないということで、対象に加えるといったような提言を自民党としてまとめさせていただきます。それに基づいて今回政府が法律を出してきたと、こういうことであります。（中略）

大事なことは、悪質な、また広範な等々といった行為が行われたときには、公正取引委員会に徹底した特別調査を行うようにということを自民党として申し入れております。

そして、恐らくそれに従って公正取引委員会としては、セールを行っただけではなかなか動けないにしても、ちらほらと情報が入ってくるような状況になったときには徹底した特別調査といったものを行っていただかなければなりません。その辺どういうふうなことを考えているか、特に特別調査の中身について、杉本公取委員長、お答えいただけますか。

○杉本和行委員長（公正取引委員会委員長）

消費税の引上げに当たりますとは、大規模小売事業者の納入業者などの取引上の立場の弱い事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁できるようにすることが大変重要であると考え

ておりますので、本法案におきましても、今委員御指摘のように、大規模小売事業者と取引関係のある事業者は全て保護の対象とすることとしております。

公正取引委員会といたしましても、そういった大規模小売業者とその取引関係のある事業者の間で納入業者の方が比較的弱い立場にあるというのが概して言えることではないかと思っておりますので、こうしたことを念頭に置きまして、大規模小売業者については悉皆的に調査を行うことを考えております。

○宮沢洋一議員（自民党）

その悉皆的というところが大変大事でありまして、もちろん全ての納入業者、取引業者、大変数多くありますから、全員ということは無理だと思えますけれども、悉皆的な調査をしっかりとやる体制を整えていただきたいし、そのために人員が足りないということであれば、来年度以降も我々としてはいろいろ協力をしていかなければいけないことだと思っております。

（衆）本会議（平成25年4月12日）発言抜粋

○丸山穂高議員（日本維新の会）

国内の企業約十六万社に対しての書面調査も行う方針とのことですが、全ての中小企業を保護するといっても、日本の企業数の九九・七％、雇用の七割も占める全国約四百二十万社の中小企業に目が行き届くのかどうかという点について、まだまだ不安は拭い去れません。

予算や人員のさらなる確保を含めた一層の対策が必要かと思われませんが、安倍総理の見解をお伺いします。

○安倍晋三内閣総理大臣

転嫁対策の体制整備についてお尋ねがありました。

政応としては、転嫁対策にしっかり取り組むため、公正取引委員会や中小企業庁の人員を臨時的に増員します。

また、各省庁のみならず、地方自治体の相談窓口寄せられた情報の活用や、これまでを大幅に上回る規模の書面調査の実施等により、転嫁拒否等に対する是正、監視、取り締まりを徹底してまいります。

代表者様

参考3-1-①

公正取引委員会

印

消費税率引上げに向けた消費税の転嫁状況に関する調査（令和元年度）

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととしており、公正取引委員会は、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、監視及び取締りを行っています。

この取組の一環として、当委員会は、貴社と貴社に商品を販売又はサービスを提供する事業者との取引における、消費税の転嫁状況に関する調査を実施することとなりました。

つきましては、下記の要領により、当委員会まで**必ず**報告してください。

商品を販売若しくはサービスを提供する事業者との取引がない、又は貴社が事業活動をしていない場合においても、その旨を必ず報告してください。

この調査は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第15条第1項の規定に基づき、貴社に報告の義務を課して実施するものです。

報告いただいた内容については、この調査の目的以外には使用しません。

なお、この調査は、一定以上の売上高又は資本金を有する事業者を中心に、幅広く実施しているものです。

記

- 1 提出物 「回答用紙」のみ
- 2 提出期限 **令和元年5月31日（金）**（この日までに投函してください。）
- 3 提出方法 同封の返信用封筒（切手不要）にて郵送してください。
- 4 問い合わせ先 公正取引委員会 書面調査コールセンター
電話番号 **0570-001-447** 又は **03-5324-1300**
受付時間 9時30分から17時30分まで（土日・祝日は除く）

（なお、軽減税率制度については、下記までお問い合わせください。）

消費税軽減税率電話相談センター 0120-205-553（又は0570-030-456）

受付時間 9時00分から17時00分まで（土日・祝日は除く）

5 その他

- (1) 回答内容について、公正取引委員会又は調査を担当する官公庁の担当者が、貴社に照会する場合がありますので、回答用紙の写し（コピー）をとっていただき、貴社において2年間保存してください。
- (2) 回答用紙をウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/yousi.html>）に掲載していますので、書き損じた場合等に、併せて御利用ください。なお、ウェブサイトに掲載している回答用紙を御利用いただく際は、今回お送りした回答用紙に印字している「企業番号」を必ず記載してください。

※「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」が公表されました。詳しくは下記URLを御覧ください。

(郵便番号)
(住所)

消費税率引上げに向けた
消費税の転嫁状況に関する調査 (●●元年度)
公正取引委員会

(法人名)

←印字されている郵便番号、住所及び貴社名に誤り又は変更がある場合は、下記の余白に正しい情報を記入してください。

御中

(貴社の企業番号) ●●●●●●●●
(カスタマーコード)
(管理コード)

- この調査は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第15条第1項の規定に基づき、**貴社に報告の義務を課して実施するものです。期限(●●元年5月31日)までに必ず提出してください。**
- この調査は、一定以上の売上高又は資本金を有する事業者を中心に幅広く実施しています。
- 報告いただいた内容については、この調査の目的以外には使用しません。
- 記入の際は、**記入例**を御覧ください。また、消せるボールペンを使用しないでください。

回答記入日： ● ● 元 年 月 日

A 貴社の概要を記入してください。(記入後→「B」へ)

代表者役職		代表者印 又は社印	資本金	円
代表者氏名			決算月	月
回答作成 担当者	部署			
	役職			
	フリガナ	電話番号	—	—
	氏名	ファクシミリ 番号	—	—
	電子メール アドレス			
主な事業内容 (複数記入可)				
記入日時点における 前事業年度の総売上高 (単体)	円	記入日時点における 前事業年度の小売業 に係る売上高(単体)	円	円

B 貴社は、消費税率が10%になった後に購入する商品又は提供を受けるサービスについて、軽減税率の対象となる取引を行う予定がありますか。1～3のいずれかに○印を記入してください。なお、軽減税率制度については、同封のパンフレットをご参照ください。

1 はい(軽減税率の対象となる取引を行う予定がある。)	(記入後→「C」へ)
2 いいえ(軽減税率の対象となる取引を行う予定はない。)	(記入後→「C」へ)
3 事業者から商品を購入する又はサービスの提供を受ける取引はない。又は、事業活動をしていない(廃業、休業、倒産、解散、清算、合併など)。	(→設問は以上です)

C 貴社は、消費税率が10%になった後に購入する商品又は提供を受けるサービスについて、どのような価格で取引する予定ですか。下記1又は2のいずれかに○印を記入してください。

1 「税込み(内税)」で取引する予定のものがある。	(記入後→裏面「D」へ)
例	110円(税込)
2 全て「税抜き(外税)」で取引する予定である。	(記入後→裏面「E」へ)
例	100円(本体価格)+10円(消費税)

裏面に続きます ↓

- D 表面設問「C」で「1」と回答された方にお尋ねします。貴社は、消費税率が10%になった後に購入する商品又は提供を受けるサービスの税込（内税）価格について、どのように変更する予定ですか。下記1～5の該当するものすべてに○印を記入してください。
 （記入後→「E」へ）

1 税込価格を変更しない予定のものがある。（軽減税率の対象となるものは除く）
例 <input type="checkbox"/> ●●元年9月以前 108円（税込）⇒●●元年10月以後 108円（税込）
2 税込価格を下げる予定のものがある。
例 <input type="checkbox"/> ●●元年9月以前 108円（税込）⇒●●元年10月以後 100円（税込）
3 消費税率引上げ分の一部のみを上げる予定のものがある。
例 <input type="checkbox"/> ●●元年9月以前 108円（税込）⇒●●元年10月以後 109円（税込）
4 全て消費税率引上げ分を上げる予定である。
例 <input type="checkbox"/> ●●元年9月以前 108円（税込）⇒●●元年10月以後 110円（税込）
5 全て軽減税率の対象である。
例 <input type="checkbox"/> ●●元年9月以前 108円（税込）⇒●●元年10月以後 108円（税込）

- E 貴社は、消費税率が10%になった後、商品を販売又はサービスを提供する事業者との取引の際に、次のいずれかのことを行う予定はありますか。下記1～5の該当するものすべてに○印を記入してください。（記入後→「F」へ）

1 代金の支払いの時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしない予定がある。 <small>（同封のパフレット【POINT ① 減額】をご参照ください。）</small>
2 価格の交渉の時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしない予定がある。 <small>（同封のパフレット【POINT ② 買ったたき】をご参照ください。）</small>
3 消費税率引上げ分を上乗せする代わりに、値札の付替え、協賛金の提供又は従業員の派遣などの利益を提供するよう求める予定がある。 <small>（同封のパフレット【POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請】をご参照ください。）</small>
4 税抜価格での交渉を求められたにもかかわらず、税込価格で交渉をする予定がある。 <small>（同封のパフレット【POINT ④ 本体価格での交渉の拒否】をご参照ください。）</small>
5 「1」～「4」のようなことを行う予定はない。

- F 「D」及び「E」で選択した内容について、いつ、どのようなことを、貴社に商品を販売又はサービスを提供する事業者に行う予定ですか。具体的に記載してください。

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモなどのコピーを添付することもできます。

設問は以上です。回答用紙は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、郵送にて期限（●●元年5月31日）までに必ず提出してください。ご協力ありがとうございました。

回答内容について、公正取引委員会又は調査を担当する官公庁の担当者が、貴社に照会する場合がありますので、この回答用紙の写し（コピー）をとっていただき、貴社において2年間保存してください。

記入例 (表面)

(郵便番号)
(住所)

(法人名)

(貴社の企業番号) ●●●●●●●●

(カスタマバーコード)

(管理コード)

消費税率引上げに向けた 消費税の転嫁状況に関する調査

←印字されている郵便番号、住所及び貴社名に誤り又は変更がある場合は、下記の余白に正しい情報を記入してください。

御中

1. 回答用紙をウェブサイト (<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/yousi.html>) に掲載していますので、書き損じた場合等に御利用ください。なお、その際は、「企業番号」を必ず記載してください。

2. 報告をしない、又は虚偽の報告をした者及び法人は、同法第21条及び第22条第1項の規定に基づき、50万円以下の罰金に処せられることがあります。(※)

○ この調査は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第15条第1項の規定に基づき、貴社に報告の義務を課して実施するものです。期限(令和元年5月31日)までに必ず提出してください。

○ この調査は、一定以上の売上高又は資本金を有する事業者を中心に幅広く実施しています。

○ 報告いただいた内容については、この調査の目的以外には使用しません。

○ 記入の際は、**記入例** を御覧ください。また、消せるボールペンを使用しないでください。

回答記入日： 令和元年 月

3. この調査は、税務調査ではありません。また、貴社の回答内容を税務調査として使用することはありません。

A 貴社の概要を記入してください。(記入後→「B」へ)

代表者役職		代表者印 又は社印	資本金	
代表者氏名			決算月	
回答作成 担当者	部署			
	役職			
	フリガナ		電話番号	—
	氏名		ファクシミリ 番号	
	電子メール アドレス			
主な事業内容 (複数記入可)				
記入日時点における 前事業年度の総売上高 (単体)		円	記入日時点における 前事業年度の売上高 (単体)	

4. 代表者印又は社印の種類は指定していません。回答内容が正式なものであることを証するものとして、押印してください。また、記載内容を訂正する際も、訂正箇所に押印してください。

5. 主な事業内容について記載してください。なお、以下の設問は主な事業内容に関する取引に限らず、経費が発生する全ての取引が対象です。

6. 貴社(単体)が、最終消費者(商品を最終的に消費する者)に販売した売上高を記載してください。なお、該当がない場合は、「0」と記入してください。

B 貴社は、消費税率が10%になった後に購入する商品又は提供を受けるサービスについて、軽減税率の対象となる取引を行う予定がありますか。1~3のいずれかに○印を記入してください。なお、軽減税率制度については、同封のパンフレットをご参照ください。

1	はい(軽減税率の対象となる取引を行う予定がある。)	(記入後→「C」へ)
2	いいえ(軽減税率の対象となる取引を行う予定はない。)	(記入後→「C」へ)
3	事業者から商品を購入する又はサービスの提供を受ける取引はない。又は、事業活動をしていない(廃業、休業、倒産、解散、清算、合併など)。	(→設問は以

7. 軽減税率制度についてのお問い合わせは、下記にお願いいたします。
「消費税軽減税率電話相談センター」
0120-205-553
又は 0570-030-456

C 貴社は、消費税率が10%になった後に購入する商品又は提供を受けるサービスについて、どのような価格で取引する予定ですか。下記1又は2のいずれかに○印を記入してください。

1	「税込み(内税)」で取引する予定のものがある。	(記入後→裏面「D」へ)
	例 110円(税込)	
2	全て「税抜き(外税)」で取引する予定である。	(記入後→裏面「E」へ)
	例 100円(本体価格)+10円(消費税)	

8. 1つでも「税込み(内税)」で取引する予定のものがあれば、「1」に○印を記入してください。

裏面に続きます↓

※ 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項に基づく教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により公正取引委員会に対し、審査請求をすることができます。ただし、この処分についての審査請求は、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても行うことができなくなります。

※ 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、取消訴訟を提起することができます。ただし、この処分の取消訴訟は、この処分の日から1年を経過したときは、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても提起することができなくなります。

記入例 (裏面)

D 表面設問「C」で「1」と回答された方にお尋ねします。貴社は、消費税率が10%になった後に購入する商品又は提供を受けるサービスの税込（内税）価格について、どのように変更する予定ですか。下記1～5の該当するものすべてに○印を記入してください。

(記入後→「E」へ)

1 税込価格を変更しない予定のものがある。 (軽減税率の対象となるものは除く)	例 令和元年9月以前 108円
2 税込価格を下げる予定のものがある。	例 令和元年9月以前 108円
3 消費税率引上げ分の一部のみを上げる予定のもの	令和元年9月以前 108円 (税込) ⇒令和元年10月以後 100円 (本体価格) + 10円 (消費税)
4 全て消費税率引上げ分を上げる予定である。	例 令和元年9月以前 108円 (税込) ⇒令和元年10月以後 110円 (税込)
5 全て軽減税率の対象である。	例 令和元年9月以前 108円 (税込) ⇒令和元年10月以後 108円 (税込)

9. 「全て消費税率引上げ分を上げる予定」には、例のほかにも、「税込み（内税）」から「税抜き（外税）」に変わり、消費税率引上げ分を上乗せする場合も含まれます。具体的には、以下のような場合です。

E 貴社は、消費税率が10%になった後、商品を販売又はサービスを提供する事業者との取引の際に、次のいずれかのことを行う予定はありますか。下記1～5の該当するものすべてに○印を記入してください。 (記入後→「F」へ)

1 代金の支払いの時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしない予定がある。 (同封のパンフレット【POINT ① 減額】をご参照ください。)
2 価格の交渉の時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしない予定がある。 (同封のパンフレット【POINT ② 買ったたき】をご参照ください。)
3 消費税率引上げ分を上乗せする代わりに、値札の付替え、協賛金の提供又は従業員 の派遣などの利益を提供するよう求める予定がある。 (同封のパンフレット【POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請】をご参照ください。)
4 税抜価格での交渉を求められたにもかかわらず、税込価格で交渉をする予定がある。 (同封のパンフレット【POINT ④ 本体価格での交渉の拒否】をご参照ください。)
5 「1」～「4」のようなことを行う予定はない。

10. その他、貴社の指定する商品の購入やサービスの利用を求める場合も含まれます。

F 「D」及び「E」で選択した内容について、いつ、どのようなことを、貴社に商品を販売又はサービスを提供する事業者に行う予定ですか。具体的に記載してください。

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモなどのコピーを添付することもできます。

設問は以上です。回答用紙は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、郵送にて期限（令和元年5月31日）までに必ず提出してください。ご協力ありがとうございました。

回答内容について、公正取引委員会又は調査を担当する官公庁の担当者が、貴社に照会する場合がありますので、この回答用紙の写し（コピー）をとっていただき、貴社において2年間保存してください。

(郵便番号)
(住所)

(法人名)

御中

(貴社の企業番号) ●●●●●●●●●●

(カスタマバーコード)

(管理コード)

消費税の転嫁状況 に関する調査



ルカちゃん
消費税転嫁サポートデスク

料 金 別 納
郵 便

問い合わせ先 公正取引委員会 書面調査コールセンター

電話番号 0570-001-447 又は

03-5324-1300

受付時間：9時30分～17時30分（土日・祝日を除く）

この調査は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第15条第1項の規定に基づき、**貴社に報告の義務を課して実施するものです。**

この封筒を開封していただき、期限（●●元年5月31日）までに必ず提出してください。

なお、商品を販売若しくはサービスを提供する事業者との取引がない、又は貴社が事業活動をしていない場合においても、その旨を必ず報告してください。

(差出人)



事務総局 消費税転嫁対策調査室

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
中央合同庁舎第6号館B棟

代 表 者 様

公 正 取 引 委 員 会

印

消費税率引上げ後の消費税の転嫁状況に関する調査（令和2年度）

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととしており、公正取引委員会は、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、監視及び取締りを行っています。

この取組の一環として、当委員会は、貴社が商品を購入する又は貴社が役務（サービス）を受ける取引における、消費税の転嫁状況に関する調査を実施することとなりました。

つきましては、下記の要領により、当委員会まで**必ず**報告してください。

なお、貴社が商品を購入しておらず、役務（サービス）の提供を受けていない、又は事業活動をしていない場合においても、その旨を必ず報告してください。

この調査は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第15条第1項の規定に基づき、特定事業者に報告の義務を課して実施するものです。

報告いただいた内容については、この調査の目的以外には使用しません。

なお、この調査は、一定以上の売上高又は資本金を有する事業者を中心に、幅広く実施するものです。

記

- 1 提出物 「回答用紙」のみ
- 2 提出期限 **令和2年6月12日（金）**（この日までに投函してください。）
- 3 提出方法 同封の返信用封筒（切手不要）にて郵送してください。
- 4 問い合わせ先 公正取引委員会 書面調査コールセンター
電話番号 **0570-025-220** 又は **03-5539-0292**
受付時間 9時30分から17時30分まで（土日・祝日は除く）
- 5 その他
 - (1) 回答内容について、公正取引委員会又は調査を担当する官公庁の担当者が、貴社に照会する場合がありますので、回答用紙の写し（コピー）をとっていただき、貴社において2年間保存してください。
 - (2) 回答用紙をウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/yousi.html>）に掲載していますので、書き損じた場合等に、併せて御利用ください。なお、ウェブサイトに掲載している回答用紙を御利用いただく際は、今回お送りした回答用紙に印字している「企業番号」を必ず記載してください。

(郵便番号) (注) 事業者に送付する回答用紙には企業番号に対応するバーコードも掲載
(住所)

消費税率引上げ後の
消費税の転嫁状況に関する調査 公正取引委員会

(貴社名)

(貴社の企業番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

← お送りした回答用紙に印字されている郵便番号、住所及び貴社名に誤り又は変更がある場合は、左記に正しい情報を記入してください。また、貴社からの返信をお送りした回答用紙に印字されているバーコードで管理しているため、お送りした回答用紙は必ず返信用封筒に同封してください。

- この調査は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第15条第1項の規定に基づき、**特定事業者**に報告の義務を課して実施するものです。期限(令和2年6月12日)までに必ず提出してください。
- この調査は、一定以上の売上高又は資本金を有する事業者を中心に幅広く実施するものです。
- 報告いただいた内容については、この調査の目的以外には使用しません。
- 御記入は、**記入例**に従い、ボールペン等でお願ひします(消せるボールペンは不可)。

回答作成日：令和2年 月 日

A 貴社の概要を記入してください。(記入後→「B」へ)

代表者役職		代表者印 又は社印	資本金	円
代表者氏名			決算月	月
回答作成 担当者	部署			
	役職			
	フリガナ	電話番号	—	—
	氏名	ファクシミリ 番号	—	—
電子メールアドレス				
主な事業内容 (複数記入可)				
回答作成日時点における前事業年度の総売上高(単体)		円	(うち小売業に係る 売上高(単体) 円)	

以下、消費税率10%への引上げ後の、貴社が取引先から購入する商品又は提供を受ける役務(サービス)(以下、併せて「購入する商品等」といいます。)についてお伺ひします。

B 消費税率10%への引上げ後、貴社が購入する商品等に、軽減税率の対象となる取引はありますか。下記1~4のいずれかに○印を記入してください。

1	全て軽減税率の対象となる取引である。	}	(記入後→「C」へ)
2	一部に軽減税率の対象となる取引がある。		
3	軽減税率の対象となる取引は全くない。		
4	当社は、商品を購入しておらず、役務(サービス)の提供を受けていない。又は事業活動をしていない(廃業、休業、倒産、解散、清算、合併等)。(→設問は以上で終了です。)		

C 貴社は、消費税率10%への引上げ後、貴社が購入する商品等について、どのように価格を取り決めていますか。下記1又は2のいずれかに○印を記入してください。

1	「税込み(内税)」で取引しているものがある。(記入後→裏面「D」へ)
例	110円(税込)
2	全て「税抜き(外税)」で取引している。(記入後→裏面「E」へ)
例	100円(本体価格)+10円(消費税)

裏面に続きます↓

D 設問「C」で「1 「税込み（内税）」で取引しているものがある。」と回答された方に、税込み（内税）で取引をしているものについて、お尋ねします。

貴社は、消費税率10%への引上げ後、貴社が購入する商品等の税込価格を、どのように変更しましたか。下記1～4の該当するもの全てに○印を記入してください。

(記入後→「E」へ)

1	税込価格を変更しなかったものがある。(軽減税率の対象は除く。)
<input type="checkbox"/> 例	令和元年9月以前 108円(税込) ⇒ 令和元年10月以後 108円(税込)
2	税込価格を下げたものがある。
<input type="checkbox"/> 例	令和元年9月以前 108円(税込) ⇒ 令和元年10月以後 100円(税込)
3	消費税率引上げ分の一部のみを上げたものがある。(軽減税率の対象は除く。)
<input type="checkbox"/> 例	令和元年9月以前 108円(税込) ⇒ 令和元年10月以後 109円(税込)
4	「1」～「3」のようなことを行ったことはない。(注)1～3に○印は付きません。)

E 貴社が購入する商品等の全ての取引についてお尋ねします。貴社は、消費税率10%への引上げ後、貴社が購入する商品等の取引において、取引先に対し、次のいずれかのことを行ったことがありますか。下記1～5の該当するもの全てに○印を記入してください。

(記入後→「F」へ)

1	代金支払時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしなかったことがある。 (同封のパンフレット【POINT ① 減額】をご参照ください。)
2	価格交渉時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしなかったことがある。 (同封のパンフレット【POINT ② 買いたたき】をご参照ください。)
3	消費税率引上げ分を上乗せする代わりに、値札の付替え、協賛金の提供又は従業員の派遣などの利益を提供するよう求めたことがある。 (同封のパンフレット【POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請】をご参照ください。)
4	税抜価格での交渉を求められたにもかかわらず、税込価格で交渉をしたことがある。 (同封のパンフレット【POINT ④ 本体価格での交渉の拒否】をご参照ください。)
5	「1」～「4」のようなことを行ったことはない。(注)1～4に○印は付きません。)

F 設問「D」及び「E」で選択した内容について、いつ、どのような商品又は役務について、どのようなことを行いましたか。具体的に記載してください。

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモなどのコピーを添付していただいても結構です。

設問は以上です。回答用紙は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、郵送にて**期限(令和2年6月12日)までに必ず提出してください。**ご協力ありがとうございました。

また、回答内容について、公正取引委員会又は調査を担当する官公庁の担当者が、貴社に照会する場合がありますので、この回答用紙の写し(コピー)をとっていただき、貴社において2年間保存してください。

記入例 (表面)

(郵便番号)
(住所)

消費税率引上げ後の
消費税の転嫁状況に関する

1. 回答用紙をウェブサイト
(<https://www.jftc.go.jp/te nkataisaku/yousi.html>) に掲載していますので、書き損じた場合等に御利用ください。なお、その際は、「企業番号」を必ず記載してください。

(法人名)

御中

印字されている郵便番号、住所及び貴
変更がある場合は、余白に朱書きで記

2. 報告をしない、又は虚偽の報告
をした者及び法人は、同法第21条
及び第22条第1項の規定に基づき、
50万円以下の罰金に処せられること
があります。(※)

(貴社の企業番号) ●●●●●●●●●●

(カスタマバーコード)
(管理コード)

- この調査は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第15条第1項の規定に基づき、**特定事業者**に報告の義務を課して実施するものです。**期限(令和2年6月12日)までに必ず提出してください。**
- この調査は、一定以上の売上高又は資本金を有する事業者を中心に幅広く実施するものです。
- 報告いただいた内容については、この調査の目的以外には使用しません。
- 御記入は、**記入例** に従い、ボールペン等でお願ひします(消せるボールペンは不可)。

回答作成日：令和2年 月

3. この調査は、**税務調査ではありません。また、貴社の回答内容を税務調査として使用することはありません。**

A 貴社の概要を記入してください。(記入後→「B」へ)

代表者役職		代表者印 又は社印	資本金	
代表者氏名			決算月	
回答作成 担当者	部署			
	役職			
	フリガナ	電話番号		—
	氏名	ファクシミリ 番号		—
	電子メール アドレス			
主な事業内容 (複数記入可)				
回答作成日時点における前事業年度の 総売上高(単体)		円	うち小売業に係る 売上高(単体)	

4. 代表者印又は社印の種類は指定していません。回答内容が正式なものであることを証するものとして、押印してください。
また、記載内容を訂正する際も、訂正箇所を押印してください。

5. 主な事業内容について記載してください。なお、以下の設問は主な事業内容に関する取引に限らず、経費が発生する全ての取引が対象です。

6. 貴社(単体)が、最終消費者(商品を最終的に消費する者)に販売した売上高を記載してください。なお、該当がない場合は、「0」と記入してください。

以下、消費税率10%への引上げ後の、貴社が取引先から購入する商品又は提供(サービス)(以下、併せて「購入する商品等」といいます。)についてお願ひします。

B 消費税率10%への引上げ後、貴社が購入する商品等に、軽減税率の対象となる取引はありますか。下記1~4のいずれかに○印を記入してください。

1 全て軽減税率の対象となる取引である。	} (記入後→「C」へ)
2 一部に軽減税率の対象となる取引がある。	
3 軽減税率の対象となる取引は全くない。	
4 当社は、商品を購入しておらず、役務(サービス)の提供を受けていない。又は事業活動をしていない(廃業、休業、倒産、解散、清算、合併等)。(→設問は以上で終了です。)	

C 貴社は、消費税率10%への引上げ後、貴社が購入する商品等について、どのように価格を取り決めていますか。下記1又は2のいずれかに○印を記入してください。

1 「税込み(内税)」で取引しているものがある。(記入後→裏面「D」へ)	} (記入後→裏面「E」へ)
例 110円(税込)	
2 全て「税抜き(外税)」で取引している。(記入後→裏面「E」へ)	} (記入後→裏面「E」へ)
例 100円(本体価格)+10円(消費税)	

7. 1つでも「税込み(内税)」で取引しているものがあれば、「1」に○印を記入してください。

裏面に続きます ↓

※ 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項に基づく教示
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により公正取引委員会に対し、審査請求をすることができます。ただし、この処分についての審査請求は、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても行うことができなくなります。
※ 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、取消訴訟を提起することができます。ただし、この処分の取消訴訟は、この処分の日から1年を経過したときは、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても提起することができなくなります。

記入例 (裏面)

D 設問「C」で「1 「税込み(内税)」で取引しているものがある。」と回答された方に、税込み(内税)で取引をしているものについて、お尋ねします。

貴社は、消費税率10%への引上げ後、貴社が購入する商品等の税込価格が変更されましたか。下記1～4の該当するもの全てに○印を記入してください。
(記入後→「E」へ)

8. 表面設問「C」で「2 「全て税抜き(外税)」で取引している。」と回答された方は、この設問は回答しないでください。

1	税込価格を変更しなかったものがある。(軽減税率の対象は除く。)
例	令和元年9月以前 108円(税込) ⇒ 令和元年10月以後 108円(税込)
2	税込価格を下げたものがある。
例	令和元年9月以前 108円(税込) ⇒ 令和元年10月以後 100円(税込)
3	消費税率引上げ分の一部のみを上げたものがある。(軽減税率の対象は除く。)
例	令和元年9月以前 108円(税込) ⇒ 令和元年10月以後 109円(税込)
4	「1」～「3」のようなことを行ったことはない。(注)1～3に○印は付きません。)

E 貴社が購入する商品等の全ての取引についてお尋ねします。貴社は、消費税率10%への引上げ後、貴社が購入する商品等の取引において、取引先に対し、次のいずれかのことを行ったことがありますか。下記1～5の該当するもの全てに○印を記入してください。

(記入後→「F」へ)

1	代金支払時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしなかったことがある。 (同封のパンフレット【POINT ① 減額】をご参照ください。)
2	価格交渉時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしなかったことがある。 (同封のパンフレット【POINT ② 買いたたき】をご参照ください。)
3	消費税率引上げ分を上乗せする代わりに、値札の付替え、協賛金の提供又は従業員の派遣などの利益を提供するよう求めたことがある。 (同封のパンフレット【POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請】をご参照ください。)
4	税抜価格での交渉を求められたにもかかわらず、税込価格で交渉をしたことがある。 (同封のパンフレット【POINT ④ 本体価格での交渉の拒否】をご参照ください。)
5	「1」～「4」のようなことを行ったことはない。(注)1～4に○印は付きません。)

9. その他、貴社の指定する商品の購入やサービスの利用を求める場合も含まれます。

F 設問「D」及び「E」で選択した内容について、いつ、どのような商品又は役務について、どのようなことを行いましたか。具体的に記載してください。

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモなどのコピーを添付していただいても結構です。

設問は以上です。回答用紙は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、郵送にて期限(令和2年6月12日)までに必ず提出してください。ご協力ありがとうございました。

また、回答内容について、公正取引委員会又は調査を担当する官公庁の担当者が、貴社に照会する場合がありますので、この回答用紙の写し(コピー)をとっていただき、貴社において2年間保存してください。

公正取引委員会のホームページにおける特定事業者向け書面調査の案内ページ

参考 3-1-③

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

サイトマップ 音声読み上げ・文字拡大 ENGLISH

ENHANCED BY Google

道発表・広報活動 相談・手続窓口 独占禁止法 下請法 CPRC (競争政策研究センター)

現在のページ トップページ → 消費税転嫁対策コーナー → 転嫁状況に関する調査

消費税率引上げ後の消費税の転嫁状況に関する調査について

調査対象となる事業者には、令和2年5月1日付で文書を発送しています。
 (お送りした文書では、回答用紙に代表者印又は社印の押印をお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染症に係る現在の状況に鑑み、押印は不要といたします。また、電子メールでの回答の提出も受け付けておりますので、電子メールで御提出の場合は、下記提出用メールアドレスにお送りください。期限内の回答が難しい場合は、下記問い合わせ先(0570-025-220又は03-5539-0292)にお問い合わせください。)

- 消費税率引上げ後の消費税の転嫁状況に関する調査(郵送物一式)(PDF:1.247KB)
- 消費税率引上げ後の消費税の転嫁状況に関する調査(回答用紙)(Excel:28KB)
- 消費税率引上げ後の消費税の転嫁状況に関する調査についてのよくある質問(FAQ)(PDF:55KB)



問い合わせ先等

(注) 押印を不要とし、メールによる回答も受け付ける旨を案内

【回答用紙の提出先】

〒100-8987
 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟
 公正取引委員会 事務総局 消費税転嫁対策調査室

【提出用メールアドレス】

tenka1001-0-jftc.go.jp
 (迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「-0-」としております。メール送信の際には、「@」に置き換えて利用してください。)

【問い合わせ先】

公正取引委員会 書面調査コールセンター
 電話番号 0570-025-220 又は 03-5539-0292 (受付時間:土日祝日を除く 9:30~17:30)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Reader (旧Adobe Acrobat Reader)が必要です。
 お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



このページの上へ戻る

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 電話 03-3581-5471(代表)

ご利用案内

ホームページ・プライバシーポリシー

関連リンク

所在地

Copyright © 2013 Japan Fair Trade Commission. All Rights Reserved.

〒
漢字住所 1
漢字住所 2
漢字住所 3

企業名 1
企業名 2 御中
貴社の企業番号：●●●●●●●●
カスタマバーコード印字位置
管理コード印字位置

「協力依頼」

参考 3 - 2 - ①

←回答用紙に記載いただく企業番号です。

公正取引委員会
中小企業庁

消費税の転嫁拒否等に関する調査（令和元年度） への御協力のお願について

日頃から行政について御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととしています。

この取組の一環として、公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を供給している事業者が、取引先法人事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題となる行為の是正につなげるための共同調査を実施しています。

回答は任意となっていますが、調査への御協力をお願いします。

なお、御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください。

お問い合わせ先（令和2年3月31日まで）

照会専用ナビダイヤル：0570-050-510

（「照会センター」受付時間：平日9時～18時 ※年末年始を除く。）

<お詫び>

- 一般の固定電話からナビダイヤルにおかけいただいた場合、通話料金は、全国どこからでも、3分間 8.5 円（税抜）のご負担となります。なお、050 から始まる IP 電話や携帯電話及び PHS からおかけの場合は、03-5539-0419 もご利用いただけます（通常の電話料金になります）。
- 調査票は、集中的に発送しておりますので、電話がかかりづらい状況となることがあります。回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくださいよう、お願いいたします。
- 中小企業庁ホームページ／消費税転嫁等拒否に関する調査
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm>

代 表 者 殿

公 正 取 引 委 員 会

印

中 小 企 業 庁 長 官

印

消費税の転嫁拒否等に関する調査（令和元年度）

公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を供給している事業者（以下「供給事業者」といいます。）が、供給先の法人事業者（以下「取引先法人事業者」といいます。）から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題のある行為の是正につなげることを目的とする調査を行っています。

貴社が供給事業者（取引先法人事業者に商品又はサービスを供給している事業者）である場合は、お忙しいところ恐縮ですが、本調査に御協力くださいますようお願いいたします（消費者との取引は本調査の対象ではありません。同封のパンフレットも御参照ください。）。

貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。回答内容は、公正取引委員会、中小企業庁等の消費税の転嫁拒否等の行為に対する監視・取締りを担当する官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。また、取引先法人事業者に対して調査を行う場合は、本調査に回答していただいた供給事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください（回答は任意です。）。

記

- 提出物 **回答用紙**（貴社に消費税の転嫁拒否等の問題のある行為をしている取引先法人事業者について回答してください。参考となる資料も添付できます。）
(注) 問題のある行為をしている取引先法人事業者がない場合は、回答いただく必要はありません。インターネット（<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenkasyomentyouusa.html>）にも回答用紙を掲載しています。
- 提出方法 同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手不要）。
また、インターネット（<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shohizei/m5nrxt3>）でも回答を受け付けています。
- 提出期限 **令和元年 月 日（ ）**（提出期限を過ぎても提出いただけますが、返信用封筒の差出有効期限〔使用期限：令和2年3月31日〕に御注意ください。）
(注) 消費税の税率引上げ後の状況を確認するため一定期間を要する場合には、引上げ後の状況が確認できた後に、ご回答いただくようお願いいたします。

御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください（令和2年3月31日まで設置しています。）。

照会専用ナビダイヤル：0570-050-510 受付時間：平日9時～18時（年末年始を除く。）

〈お詫び〉 固定電話の場合、通話料金は、全国一律で3分間8.5円（税抜）のご負担となります。なお、050から始まるIP電話や携帯電話及びPHSからおかけの場合は、03-5539-0419もご利用いただけます（通常の電話料金になります）。

回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくださいますよう、お願いいたします。

〔なお、軽減税率制度については、下記にお問い合わせください。〕

「消費税軽減税率電話相談センター」電話番号：0120-205-553（又は0570-030-456）

受付時間：平日9時～17時（年末年始を除く。）

※「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」が公表されました。詳しくは下記URLを御覧ください。

https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/other/img/20181128_guidline.pdf

- 貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の取引先事業者に知らせることは一切ありません。また貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することも一切ありません。官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。
- 取引先事業者に調査を行う場合は、この調査に回答した事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください。
- 回答は任意です。一般消費者との取引のみを行っている場合や、問題のある行為をしている取引先事業者がない場合は、回答及び返送の必要はありません。
- 休業又は廃業している場合は、A欄に『貴社の企業番号』と右下のチェック欄への「し点」の記入を必ず行った上で、返送してください。
- 記入の際は、**記入例**を御覧ください。また、消せるボールペンを使用しないでください。

回答用紙記入日	令和	年	月	日
---------	----	---	---	---

A 回答内容の確認にご協力いただける場合は、可能な範囲で記入してください。（記入後→「B」へ）

貴社	フリガナ				
	回答された方の氏名	（企業名は記入不要）			
	電話番号（携帯電話可）	—	—	休業・廃業されている場合は、 下欄に「し点」を記入してください。	
	貴社の企業番号 <small>右上に「協力依頼」と記載している文書に印字しています</small>	J 又は K から始まる 8桁 の記号番号			
					□休業・廃業（ 年 月）

B 貴社の取引先に、法人事業者はいますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1	はい（いる）	（記入後→「C」へ）
2	いいえ（いない）	（→この調査の対象外となりますので、返信の必要はありません。）

C 貴社が法人事業者へ販売・提供する商品・サービスのうち、軽減税率の対象となるものはありますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

※軽減税率制度については、同封のパンフレットをご参照ください。

1	はい（ある）	（記入後→「D」へ）
2	いいえ（ない）	（記入後→「D」へ）

D 貴社が法人事業者へ販売・提供する商品・サービスの現在の価格は、どのように決められていますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1	「税込み（内税）」で決められているものがある。	（記入後→「E」へ）
	例	110円（税込）
2	全て「税抜き（外税）」で決められている。	（記入後→裏面「F」へ）
	例	100円（本体価格）+10円（消費税）

E 「D」で「1」に○をされた方にお尋ねします。その「税込み（内税）」で決められている価格は、令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、どのような変化がありましたか。【該当する番号の全てを○で囲んでください】（記入後→裏面「F」へ）

1	価格を据え置かれたものがある。	（軽減税率の対象になるものは除く）
	例	令和元年9月以前 108円（税込）⇒令和元年10月以後 108円（税込）
2	価格を下げられたものがある。	
	例	令和元年9月以前 108円（税込）⇒令和元年10月以後 100円（税込）
3	消費税率引上げ分の一部のみ上がっているものがある。	
	例	令和元年9月以前 108円（税込）⇒令和元年10月以後 109円（税込）
4	全て消費税率引上げ分、上がっている。	
	例	令和元年9月以前 108円（税込）⇒令和元年10月以後 110円（税込）
5	全て軽減税率制度の対象である。	
	例	令和元年9月以前 108円（税込）⇒令和元年10月以後 108円（税込）

- F** 消費税率が10%になった後（令和元年10月以後）の取引に関して、貴社は、法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）からいずれかの行為を受けたことがありますか。
【該当する番号の全てを○で囲んでください】（1～4に該当する場合は、記入後→「G」へ）

1 代金の支払い時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 （パンフレット【POINT ①「減額」】をご参照ください。）
2 価格の交渉の時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 （パンフレット【POINT ②「買ったたき」】をご参照ください。）
3 取引先から、消費税率引上げ分を上乗せする代わりに、商品の購入又はサービスの利用を求められた。 （パンフレット【POINT ③「商品購入、役務利用、利益提供の要請」】をご参照ください。）
4 税抜価格(本体価格)での交渉に応じてもらえず、税込価格での交渉をされた。 （パンフレット【POINT ④「本体価格での交渉の拒否」】をご参照ください。）
5 「1」～「4」のような行為は受けなかった。 （設問は以上です。）

- G** 「F」で「1」～「4」のいずれか又は複数に○をされた方にお尋ねします。貴社が「F」で回答いただいた行為を法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）から受けた時期・具体的内容を記入してください。また、平成26年4月の消費税率の5%から8%への引上げ時に受けた転嫁拒否等に関する情報があれば、記入してください。**（記入後→「H」へ）**

行為を受けた時期	年	月	頃
（法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）が行った行為の具体的内容を記入してください。）			

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモなどのコピーを添付することもできます。

- H** 「E」で「1」～「3」、**「F」で「1」～「4」のいずれかに回答いただいた内容の取引**をしている法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）の情報を、可能な範囲でなるべく詳しく記入してください（複数記入可）。

問題のある取引先 法人事業者	フリガナ				
	名称				
	主な事業	（例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など）			
	本社所在地	都道府県		市区町村	
		番地等			
		電話番号	— —		
貴社との取引窓口	事業所名等				
貴社との取引内容					

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、ホームページを印刷したものなど（名称・所在地がわかるもの）を添付することもできます。

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に入れて、郵送にて提出してください。切手128円要です。

記入例 (表面)

提出用

消費税の転嫁拒否等に関する調査 (令和元年度)

公正取引委員会・中小企業庁

- 貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の取引先事業者に知らせることは一切ありません。また貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することも一切ありません。官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。
- 取引先事業者に調査を行う場合は、この調査に回答した事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください。
- 回答は任意です。一般消費者との取引のみを行っている場合や、問題のある行為をしている取引先事業者がない場合は、回答及び返送の必要はありません。
- 休業又は廃業している場合は、A欄に『貴社の企業番号』と右下のチェック欄への「レ点」の記入を必ず行った上で、返送してください。
- 記入の際は、**記入例**を御覧ください。また、消せるボールペンを使用しないでください。

1. 一般消費者への商品の販売やサービスの提供は、消費税転嫁対策特別措置法の対象外となっておりますので、回答の必要はありません。

2. この回答用紙に記入していただいた日です。

3. 右上に「協力依頼」と書かれた文書を同封しておりますので、そちらに記載されたJ又はKから始まる記号番号を記入してください。

回答用紙記入日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

A 回答内容の確認にご協力いただける場合は、可能な範囲で記入してください。(記入後→「B」へ)

貴社	フリガナ	○○ ○○	
	回答された方の氏名	○○ ○○	(企業名は記入不要)
	電話番号(携帯電話可)	○○○-○○○○-○○○○	休業・廃業されている場合は、 下欄に「レ点」を記入してください
	貴社の企業番号 右上に「協力依頼」と記載している文書に印字しています	J又はKから始まる8桁の記号番号 J K ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	□休業・廃業(年月)

B 貴社の取引先に、法人事業者はいますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1 はい(いる) (記入後→「C」へ)
2 いいえ(いない) (→この調査の対象外となりますので、返信の必要はありません。)

C 貴社が法人事業者へ販売・提供する商品・サービスのうち、軽減税率の対象となるものはありますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

※軽減税率制度については、同封のパンフレットをご参照ください。

1 はい(ある) (記入後→「D」へ)
2 いいえ(ない) (記入後→「D」へ)

D 貴社が法人事業者へ販売・提供する商品・サービスの現在の価格は、どのように決められていますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1 「税込み(内税)」で決められているものがある。(記入後→「E」へ)	例 110円(税込)
2 全て「税抜き(外税)」で決められている。(記入後→裏面「F」へ)	例 100円(本体価格)+10円(消費税)

4. 令和元年10月の消費税率引き上げに伴い、「税込み(内税)」で決められた価格がどのように変化したのか、それぞれの例を御確認いただき、回答をお願いします。

E 「D」で「1」に○をされた方にお尋ねします。その「税込み(内税)」で決められている価格は、令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、どのような変化がありましたか。【該当する番号の全てを○で囲んでください】(記入後→裏面「F」へ)

1 価格を据え置かれたものがある。(軽減税率の対象になるものは除く)	例 令和元年9月以前 108円(税込) ⇒ 令和元年10月以後 108円(税込)
2 価格を下げられたものがある。	例 令和元年9月以前 108円(税込) ⇒ 令和元年10月以後 100円(税込)
3 消費税率引上げ分の一部のみ上がっているものがある。	例 令和元年9月以前 108円(税込) ⇒ 令和元年10月以後 109円(税込)
4 全て消費税率引上げ分、上がっている。	例 令和元年9月以前 108円(税込) ⇒ 令和元年10月以後 110円(税込)
5 全て軽減税率制度の対象である。	例 令和元年9月以前 108円(税込) ⇒ 令和元年10月以後 108円(税込)

5. 「据え置かれた」とは、「税込み(内税)」で決められた価格が消費税率引き上げ前後で価格が変わっていない場合のことをいいます。

6. 「全て消費税率引上げ分、上がっている」場合には、例のほかにも、「税込み(内税)」から「税抜き(外税)」に変わり、消費税率引上げ分が適正に上乗せされている場合も含まれます。具体的には、以下のような場合です。

令和元年9月以前 108円(税込)
⇒ 令和元年10月以後 100円(本体価格)+10円(消費税)

記入例 (裏面)

F 消費税率が10%になった後（令和元年10月以後）の取引に関して、貴社は、法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）からいずれかの行為を受けたことがありますか。
【該当する番号の全てを○で囲んでください】（1～4に該当する場合は、記入後→「G」へ）

1 代金の支払い時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 (パンフレット【POINT ①「減額」】をご参照ください。)
2 価格の交渉の時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 (パンフレット【POINT ②「買いたたき」】をご参照ください。)
3 取引先から、消費税率引上げ分を上乗せする代わりに、商品の購入又はサービスの利用を求められた。 (パンフレット【POINT ③「商品購入、役務利用、利益提供の要請」】をご参照ください。)
4 税抜価格(本体価格)での交渉に応じてもらえず、税込価格での交渉をされた。 (パンフレット【POINT ④「本体価格での交渉の拒否」】をご参照ください。)
5 「1」～「4」のような行為は受けなかった。 （設問は以上です。）

G 「F」で「1」～「4」のいずれか又は複数に○をされた方にお尋ねします。貴社が「F」で回答いただいた行為を法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）から受けた時期・具体的内容を記入してください。また、平成26年4月の消費税率の5%から8%への引上げ時に受けた転嫁拒否等に関する情報があれば、記入してください。**（記入後→「H」へ）**

行為を受けた時期	○ 年 ○ 月頃
（法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）が行った行為の具体的内容を記入してください。）	
<p>（例1）消費税率引き上げ分については、支払わないで、据置きにと言われた。</p> <p>（例2）税抜き価格による価格交渉を求めたが、応じてもらえず、税込みで価格を決定された。</p>	

7. 設問Fで回答いただいた行為について、可能な範囲で、具体的に記入してください。同封のパンフレット（カラー刷り）の2～3ページも参考にしてください。また、関連する資料を同封することもできます。

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモなどのコピーを添付することもできます。

H 「E」で「1」～「3」、 「F」で「1」～「4」のいずれかに回答いただいた内容の取引をしている法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）の情報を、可能な範囲でなるべく詳しく記入してください（複数記入可）。

問題のある取引先 法人事業者	フリガナ	○○カブシキカイシャ			
	名称	○○株式会社			
	主な事業	(例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など) 小売業			
	本社所在地	都道府県	○○県	市区町村	○○市
		番地等	○○町○丁目○番○号		
		電話番号	○○○	-	○○○○ - ○○○○
貴社との取引窓口	事業所名等	本社営業部 △△部長			
貴社との取引内容	生鮮食料品の納入				

8. 設問E～Gで回答いただいた行為をした法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）について記入してください。各欄とも、お分かりになる範囲で構いません。また、関連する資料を同封することもできます。

9. 全国に同じ名称の事業者が多数存在している場合があります。契約書や支払通知書などに記載されている名称や住所などを詳しく記入いただくと、調査を行う際に特定しやすくなります。

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、ホームページを印刷したものなど（名称・所在地がわかるもの）を添付することもできます。

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に入れて、郵送にて提出してください。切手は不要です。

〒

漢字住所 1
漢字住所 2
漢字住所 3企業名 1
企業名 2

御中

貴社の企業番号：●●●●●●●●●●

カスタマーバーコード印字位置
管理コード印字位置

この郵便物（調査票）は、貴社等が取引先法人事業者から、消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないか（被害を被っていないか）の実態を把握するために、随時発送しているものです（回答は任意です）。

● この調査に関して、官公庁の職員が、年齢や所得などの個人情報を伺うことは一切ありません。ご注意ください。

料 金 別 納
郵 便

お問い合わせ先（令和2年3月31日まで）

公正取引委員会・中小企業庁「照会センター」

照会専用ナビダイヤル：0570-050-510

受付時間：平日9時～18時（年末年始を除く）

<お詫び>一般の固定電話からナビダイヤルにおかけいただいた場合、通話料金は、全国どこからでも、3分間8.5円（税抜）のご負担となります。なお、050から始まるIP電話や携帯電話及びPHSからおかけの場合は、03-5539-0419もご利用いただけます（通常の電話料金になります）。回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくさせていただきますよう、お願いいたします。

（差出人）



中小企業庁

事業環境部 消費税転嫁対策室

〒100-8912

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

←回答用紙に記載いただく企業番号です。

公正取引委員会
中小企業庁

消費税の転嫁拒否等に関する調査（令和2年度） への御協力のお願について

日頃から行政について御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととしています。

この取組の一環として、公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を供給している事業者が、取引先法人事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題となる行為の是正につなげるための共同調査を実施しています。

回答は任意となっていますが、調査への御協力をお願いします。

なお、御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください。

お問い合わせ先（令和3年3月31日まで）

照会専用ナビダイヤル：0570-050-510

（「照会センター」受付時間：平日9時～18時 ※年末年始を除く。）

<お詫び>

- 一般の固定電話からナビダイヤルにおかけいただいた場合、通話料金は、全国どこからでも、3分間8.5円（税込9.35円）の御負担となります。なお、050から始まるIP電話や携帯電話及びPHSからおかけの場合は、03-5539-0419も御利用いただけます（通常の通話料金になります。）。
- 調査票は、集中的に発送しておりますので、電話がかかりづらい状況となることがあります。回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくださいよう、お願いいたします。
- 中小企業庁ホームページ／消費税転嫁等拒否に関する調査
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm>

代 表 者 殿

公 正 取 引 委 員 会

印

中 小 企 業 庁 長 官

印

消費税の転嫁拒否等に関する調査（令和2年度）

公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を供給している事業者（以下「供給事業者」といいます。）が、供給先の法人事業者（以下「取引先法人事業者」といいます。）から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題のある行為の是正につなげることを目的とする調査を行っています。

貴社が供給事業者（取引先法人事業者に商品又はサービスを供給している事業者）である場合は、お忙しいところ恐縮ですが、本調査に御協力くださいますようお願いいたします（消費者との取引は本調査の対象ではありません。同封のパンフレットも御参照ください。）。

貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。回答内容は、公正取引委員会、中小企業庁等の消費税の転嫁拒否等の行為に対する監視・取締りを担当する官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。また、取引先法人事業者に対して調査を行う場合は、本調査に回答していただいた供給事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください（回答は任意です。）。

記（注）参考3-2-③へリンクするQRコード

- 1 提出物 **回答用紙**（貴社に消費税の転嫁拒否等の問題のある行為をしている取引先法人事業者について回答してください。参考となる資料も添付できます。）
（注）問題のある行為をしている取引先法人事業者がない場合は、回答いただく必要はありません。また、インターネット（<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenkasyomentyouusa.html>）にも**回答用紙（エクセル形式）**を掲載しています。
- 2 提出方法 同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手不要）。
また、インターネット（<https://nm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shohizei/m5nxt3>）でも**回答を受け付けています**。右記の二次元コードも御利用ください。→
- 3 提出期限 **令和2年●月●日（●）**
（提出期限を過ぎても提出いただけますが、返信用封筒の差出有効期限〔使用期限：令和3年3月31日〕に御注意ください。）



御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください（令和3年3月31日まで設置しています。）。

照会専用ナビダイヤル：0570-050-510 受付時間：平日9時～18時（年末年始を除く。）

＜お詫び＞ 固定電話の場合、通話料金は、全国一律で3分間8.5円（税抜き）の御負担となります。なお、050から始まるIP電話や携帯電話及びPHSからおかけの場合は、03-●●●●-●●●●も御利用いただけます（通常の電話料金になります。）。

回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくくださいますよう、お願いいたします。

提出用

消費税の転嫁拒否等に関する調査（令和2年度）

公正取引委員会・中小企業庁

- 貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の取引先事業者に知らせることは一切ありません。また貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することも一切ありません。官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。
- 取引先事業者に調査を行う場合は、この調査に回答した事業者が特定されないよう、様々な工夫をしておりますので、安心してありのままの事実を回答してください。
- 回答は任意です。一般消費者との取引のみを行っている場合や、問題のある行為をしている取引先事業者がない場合は、回答及び返送の必要はありません。
- 休業又は廃業している場合は、A欄に『貴社の企業番号』と右下のチェック欄への「レ点」の記入を必ず行った上で、返送してください。
- 記入の際は、**記入例**を御覧ください。また、消せるボールペンを使用しないでください。

回答用紙記入日 令和 年 月 日

A 回答内容の確認にご協力いただける場合は、可能な範囲で記入してください。（記入後→「B」へ）

貴社	フリガナ				
	回答された方の氏名	（企業名は記入不要）			
	電話番号（携帯電話可）	—	—	休業・廃業されている場合は、 下欄に「レ点」を記入してください。	
	貴社の企業番号 <small>右上に「協力依頼」と記載している文書に印字しています</small>	J又はKから始まる8桁の記号番号			<input type="checkbox"/> 休業・廃業（ 年 月）

以下、貴社が取引先（法人事業者）に販売する商品又は提供する役務（サービス）（以下、「販売する商品等」といいます。）、及び当該取引先（法人事業者）についてお伺いします。

B 貴社が取引先に、法人事業者はいますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1 はい（いる）（記入後→「C」へ）
2 いいえ（いない）（→この調査の対象外となりますので、返信の必要はありません。）

C 貴社が取引先（法人事業者）へ販売する商品のうち、軽減税率の対象はありますか。【1から3のいずれかを○で囲んでください】（記入後→「D」へ）

1 全て軽減税率の対象となる取引である。
2 一部に軽減税率の対象となる取引がある。
3 軽減税率の対象となる取引は全くない。

D 貴社が取引先（法人事業者）へ販売する商品等の現在の価格は、どのように決められていますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1 「税込み（内税）」で決められているものがある。（記入後→「E」へ） <input type="checkbox"/> 例 110円（税込み）
2 全て「税抜き（外税）」で決められている。（記入後→裏面「F」へ） <input type="checkbox"/> 例 100円（本体価格）+10円（消費税）

E 「D」で「1」に○をされた方にお尋ねします。「税込み（内税）」で決められている価格は、消費税率10%への引上げに伴い、どのような変化がありましたか。【該当する番号の全てを○で囲んでください】（記入後→裏面「F」へ）

1 価格を据え置かれたものがある。（軽減税率の対象になるものは除く） <input type="checkbox"/> 例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 108円（税込み）
2 価格を下げられたものがある。 <input type="checkbox"/> 例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 100円（税込み）
3 消費税率引上げ分の一部のみ上がっているものがある。 <input type="checkbox"/> 例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 109円（税込み）
4 全ての税込み（内税）価格が消費税率引上げ分、上がっている。 <input type="checkbox"/> 例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 110円（税込み）

裏面に続きます↓

- F** 消費税率が10%になった後の取引に関して、貴社は、取引先（法人事業者）から、次のいずれかの行為を受けたことがありますか。【該当する番号の全てを○で囲んでください】（1～4に該当する場合は、記入後→「G」へ）

1	代金の支払い時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 （パンフレット【POINT ①「減額」】をご参照ください。）
2	価格の交渉の時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 （パンフレット【POINT ②「買ったたき」】をご参照ください。）
3	取引先から、消費税率の引上げに際して、商品の購入又はサービスの利用、値札の付替えを求められた。 （パンフレット【POINT ③「商品購入、役務利用、利益提供の要請」】をご参照ください。）
4	税抜価格(本体価格)での交渉に恵してもらえず、税込価格での交渉をされた。 （パンフレット【POINT ④「本体価格での交渉の拒否」】をご参照ください。）
5	「1」～「4」のような行為は受けたことがない。（設問は以上です。）

- G** 「F」で「1」～「4」のいずれかに○をされた方にお尋ねします。貴社が「F」で回答いただいた行為について、取引先（法人事業者）から行為を受けた時期・具体的内容を記入してください。また、平成26年4月の消費税率の5%から8%への引上げ時に受けた転嫁拒否等に関する情報があれば、記入してください。（記入後→「H」へ）

行為を受けた時期	年	月	頃
（取引先（法人事業者）から受けた行為の具体的内容を記入してください。）			

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモなどのコピーを添付することもできます。

- H** 「E」で「1」～「3」，「F」で「1」～「4」のいずれかに回答いただいた内容の取引先（法人事業者）の情報を、可能な範囲でなるべく詳しく記入してください（複数記入可）。

問題のある取引先 法人事業者	フリガナ				
	名称				
	主な事業	（例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など）			
	本社所在地	都道府県		市区町村	
		番地等			
		電話番号	— —		
貴社との取引窓口	事業所名等				
貴社との取引内容					

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、ホームページを印刷したものなど（名称・所在地がわかるもの）を添付することもできます。

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に入れて、郵送にて提出してください。切手は不要です。

記入例 (表面)

提出用

消費税の転嫁拒否等に関する調査 (令和2年度)

公正取引委員会・中小企業庁

- 貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の取引先事業者に知らせることは一切ありません。また貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することも一切ありません。官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。
- 取引先事業者に調査を行う場合は、この調査に回答した事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください。
- 回答は任意です。一般消費者との取引のみを行っている場合や、問題のある行為をしている取引先事業者がない場合は、回答及び返送の必要はありません。←
- 休業又は廃業している場合は、A欄に『貴社の企業番号』と右下のチェック欄への「レ点」の記入を必ず行った上で、返送してください。
- 記入の際は、**記入例**を御覧ください。また、消せるボールペンを使用しないでください。

回答用紙記入日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ←

1. 一般消費者への商品の販売やサービスの提供は、消費税転嫁対策特別措置法の対象外となっておりますので、回答の必要はありません。

2. この回答用紙に記入していただいた日です。

3. 右上に「協力依頼」と書かれた文書を同封しておりますので、そちらに記載されたJ又はKから始まる記号番号を記入してください。

4. 法人事業者との取引で、かつ、貴社が販売・提供する取引について回答してください。
なお、貴社が購入・提供を受ける取引は、この調査の対象ではありません。

5. 令和元年10月の消費税率引き上げに伴い、「税込み(内税)」で決められた価格がどのように変化したのか、それぞれの例を御確認いただき、回答をお願いします。

6. 「据え置かれた」とは、「税込み(内税)」で決められた価格が消費税率引上げ前後で変わらない場合のことをいいます。

7. 「4 全て～消費税率引上げ分、上がっている」場合には、記載例のほかにも、「税込み(内税)」から「税抜き(外税)」に変わり、消費税率引上げ分が適正に上乗せされている場合も含まれます。具体的には、以下のような場合です。

A 回答内容の確認にご協力いただける場合は、可能な範囲で記入してください。(記入後→「B」へ)

貴社	フリガナ	○○ ○○
	回答された方の氏名	○○ ○○ (企業名は記入不要)
	電話番号(携帯電話可)	○○○ - ○○○○ - ○○○○
	貴社の企業番号 右上に「協力依頼」と記載している文書に印字しています	J又はKから始まる8桁の記号番号 J K ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

休業・廃業されている場合は、下欄に「レ点」を記入してください。

□休業・廃業(年 月)

以下、貴社が取引先(法人事業者)に販売する商品又は提供する役務(サービス)(以下、「販売する商品等」といいます。)、及び当該取引先(法人事業者)についてお伺いします。←

B 貴社の取引先に、法人事業者はいますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1 はい(いる) (記入後→「C」へ)
2 いいえ(いない) (→この調査の対象外となりますので、返信の必要はありません。)

C 貴社が取引先(法人事業者)へ販売する商品のうち、軽減税率の対象はありますか。【1から3のいずれかを○で囲んでください】(記入後→「D」へ)

1 全て軽減税率の対象となる取引である。
2 一部に軽減税率の対象となる取引がある。
3 軽減税率の対象となる取引は全くない。

D 貴社が取引先(法人事業者)へ販売する商品等の現在の価格は、どのように決められていますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1 「税込み(内税)」で決められているものがある。(記入後→「E」へ)
例 110円(税込み)
2 全て「税抜き(外税)」で決められている。(記入後→裏面「F」へ)
例 100円(本体価格)+10円(消費税)

E 「D」で「1」に○をされた方にお尋ねします。「税込み(内税)」で決められている価格は、消費税率10%への引上げに伴い、どのような変化がありましたか。【該当する番号の全てを○で囲んでください】(記入後→裏面「F」へ)

1 価格を据え置かれたものがある。(軽減税率の対象になるものは除く)
例 令和元年9月以前 108円(税込み) ⇒ 令和元年10月以後 108円(税込み)
2 価格を下げられたものがある。
例 令和元年9月以前 108円(税込み) ⇒ 令和元年10月以後 100円(税込み)
3 消費税率引上げ分の一部のみ上がっているものがある。
例 令和元年9月以前 108円(税込み) ⇒ 令和元年10月以後 109円(税込み)
4 全ての税込み(内税)価格が消費税率引上げ分、上がっている。
例 令和元年9月以前 108円(税込み) ⇒ 令和元年10月以後 110円(税込み)

裏面に続きます↓

7. 「4 全て～消費税率引上げ分、上がっている」場合には、記載例のほかにも、「税込み(内税)」から「税抜き(外税)」に変わり、消費税率引上げ分が適正に上乗せされている場合も含まれます。具体的には、以下のような場合です。

令和元年9月以前 108円(税込み)
⇒ 令和元年10月以後 100円(本体価格)+10円(消費税)

記入例 (裏面)

- F** 消費税率が10%になった後の取引に関して、貴社は、取引先（法人事業者）から、次のいずれかの行為を受けたことがありますか。【該当する番号の全てを○で囲んでください】
(1～4に該当する場合は、記入後→「G」へ)

1	代金の支払い時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 (パンフレット【POINT ①「減額」】をご参照ください。)
2	価格の交渉の時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 (パンフレット【POINT ②「買いたたき」】をご参照ください。)
3	取引先から、消費税率の引上げに際して、商品の購入又はサービスの利用、値札の付替えを求められた。 (パンフレット【POINT ③「商品購入、役務利用、利益提供の要請」】をご参照ください。)
4	税抜価格(本体価格)での交渉にに応じてもらえず、税込価格での交渉をされた。 (パンフレット【POINT ④「本体価格での交渉の拒否」】をご参照ください。)
5	「1」～「4」のような行為は受けなかったことがない。(設問は以上です。)

- G** 「F」で「1」～「4」のいずれかに○をされた方にお尋ねします。貴社が「F」で回答いただいた行為について、取引先（法人事業者）から行為を受けた時期・具体的内容を記入してください。また、平成26年4月の消費税率の5%から8%への引上げ時に受けた転嫁拒否等に関する情報があれば、記入してください。(記入後→「H」へ)

行為を受けた時期	○ 年 ○ 月頃
(取引先（法人事業者）から受けた行為の具体的内容を記入してください。)	
(例1) 販売した○○(商品)について、消費税率引き上げ分について支払われず、据え置きにされた。	
(例2) ○○(部課)に対し販売する○○(商品)について、税抜き価格による価格交渉を求めたが、に応じてもらえず、税込みで価格を決定された。	

8. 設問Fで回答いただいた行為について、可能な範囲で、具体的に記入してください。同封のパンフレット(カラー刷り)の2～3ページも参考にしてください。また、関連する資料を同封することもできます。

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモなどのコピーを添付することもできます。

- H** 「E」で「1」～「3」、「F」で「1」～「4」のいずれかに回答いただいた内容の取引先（法人事業者）の情報を、可能な範囲でなるべく詳しく記入してください(複数記入可)。

問題のある取引先 法人事業者	フリガナ	○○カフシキカイシャ			
	名称	○○株式会社			
	主な事業	(例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など) 小売業			
	本社所在地	都道府県	○○県	市区町村	○○市
		番地等	○○町○丁目○番○号		
		電話番号	○○○	—	○○○○ — ○○○○
	貴社との取引窓口	事業所名等	本社営業部 ○○部長		
貴社との取引内容	衣料品の納入				

9. 設問E～Gで回答いただいた行為をした取引先（法人事業者）について記入してください。各欄とも、お分かりになる範囲で構いません。また、関連する資料を同封することもできます。

10. 全国に同じ名称の事業者が多数存在している場合があります。契約書や支払通知書などに記載されている名称や住所などを詳しく記入いただきますようお願いいたします。

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、ホームページを印刷したものなど(名称・所在地がわかるもの)を添付することもできます。

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に入れて、郵送にて提出してください。切手は不要です。

参考 3 - 2 - ③

消費税転嫁拒否等申告受付窓口

情報申告(消費税転嫁)

はじめに

ご回答者様がこの調査に協力したこと及び回答内容について、ご回答者様の取引先事業者には知らせることは一切ありません。また、ご回答者様の回答内容について、この調査の目的以外に使用することも一切ありません。今回、申告いただく内容について、後日、お電話にてご連絡させていただく場合もございますので、ご協力ねがいます。

消費税転嫁拒否等の行為の内容について、以下ご質問にご回答ください。

1. 消費税の転嫁拒否等に関する調査

A ご回答者様が取引先事業者へ販売・提供する商品・サービスのうち、軽減税率の対象となるものはありますか。

【1~3のいずれかを選択してください。】

1. 全て軽減税率の対象となる取引である。
2. 一部に軽減税率の対象となる取引がある。
3. 軽減税率の対象となる取引は全くない。

B ご回答者様が法人事業者へ販売・提供する商品・サービスの現在の価格は、どのように決められていますか。

【1又は2のいずれかを選択してください。】

1. 「税込み(内税)」で決められているものがある。(記入後→「C」へ)【例:110円(税込み)】
2. 全て「税抜き(外税)」で決められている。(記入後→「D」へ)【例:100円(本体価格)+10円(消費税)】

C Bで「1」にご回答された方にお尋ねします。その「税込み(内税)」で決められている価格は、消費税率10%への引上げに伴い、どのような変化がありましたか。

【該当する番号全てに選択をしてください。】(記入後→「D」へ)

1. 価格を据え置かれたものがある。(軽減税率の対象になるものは除く)【例:令和元年9月以前 108円(税込み)→令和元年10月以後 108円(税込み)】
2. 価格を下げられたものがある。【例:令和元年9月以前 108円(税込み)→令和元年10月以後 100円(税込み)】
3. 消費税率引上げ分の一部のみ上がっているものがある。【例:令和元年9月以前 108円(税込み)→令和元年10月以後 109円(税込み)】
4. 全ての税込み(内税)価格が消費税率引上げ分、上がっている。【例:令和元年9月以前 108円(税込み)→令和元年10月以後 110円(税込み)】

D 消費税率が10%になった後の取引に関して、ご回答者様は、取引先事業者（商品・サービスの販売・供給先）から次のいずれかの行為を受けたことがありますか。

【該当する番号全てに選択をしてください。】

（1～3に該当する場合は、記入後→「E」へ）

- 1.代金の支払時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。
- 2.価格交渉の時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。
- 3.取引先から、消費税率引上げに際して、商品の購入又はサービスの利用、値札の付替えを求められた。
- 4.税抜価格（本体価格）で交渉に応じてもらえず、税込価格での交渉をされた。
- 5.「1」～「4」のような行為は受けなかった。

E 「D」で「1」～「4」のいずれか又は複数にご回答された方にお尋ねします。ご回答者様が「D」でご回答いただいた行為を取引先事業者（商品・サービスの販売・提供先）から受けた時期・具体的内容を記入してください。また、平成26年4月の消費税率の5%から8%への引き上げ時に受けた転嫁拒否等に関する情報があれば、記入してください。（記入後→「F」へ）

【取引先事業者（商品・サービスの販売・提供先）による行為の具体的内容を記入してください。】
（1000文字入力可）

F 「C」で「1」～「3」、「D」で「1」～「4」のいずれかにご回答いただいた内容の取引先事業者（商品・サービスの販売・提供先）の情報を、可能な範囲でなるべく詳しく記入してください。

【回答欄】

問題のある取引先事業者名

主な事業

（例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など）

郵便番号 -

住所

（例：東京都千代田区霞が関1-2-3 △△3）

電話番号 - -

メールアドレス

ご回答者様との取引内容

設問は以上になります。ご回答ありがとうございました。

ご協力いただける場合は、以下をご回答下さい

2. ご回答者様の概要について

- ・ご回答者様の概要について以下に入力してください。
- ・各欄とも記載は任意ですが、今後の調査のため可能であれば記載をお願いします。

区分 法人
 個人事業者
 人格のない社団等

ご回答者様の企業番号

(J又はKから始まる8桁の記号番号)

※上記企業番号につきましては、消費税の転嫁拒否等に関する書面調査(右上に「協力依頼」と記載している文書に印字されております)が手元にある場合は記入をお願いします。
なお、書面調査が手元にない場合は、記入の必要はございません。

企業名

氏名

氏名(カナ)

都道府県

電話番号 - -

3. 関係資料の添付

- ・申告内容に関する資料を添付することができます。
資料をお持ちの方は、是非、関係資料の添付をお願いします。
- ・添付された資料は申告内容を送信するまで保存されません。

申告内容に関する資料を添付する

添付資料: ファイルが選択されていません。

- ・「参照」ボタンを押して添付資料を選択してください。
- ・一度添付した資料の削除は、添付資料欄の文字をDeleteキーなどを押して消して下さい。
- ・添付できる資料のファイル容量は、1ファイルにつき1024KBまでです。また、添付できるファイル形式は、jpeg、jpg、png、gif、txt、pdf、csv、rtf、doc、docx、jtd、xls、xlsxです。

確 認

執行額と運用実績の経年比較(公取部分)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	5か年度合計
A. 書面調査執行額【円】	498,136,245	567,761,196	389,491,105	384,656,333	369,773,752	434,026,288	4,853,844,919
B-1. 書面調査発送数	6,989,137	6,439,149	6,152,006	6,249,020	6,189,821	6,553,736	38,572,869
B-2. 発送数のうち公取 予算相当分(B-1×0.5)	3,494,569	3,219,575	3,076,003	3,124,510	3,094,911	3,276,868	19,286,435
C. 勧告件数	19	13	6	5	5	6	54
D. 指導件数(公取分)	316	349	362	370	295	743	2,435
E. 原状回復額【円】	411,530,000	674,440,000	929,570,000	810,080,000	815,170,000	3,821,220,000	7,462,010,000
F. 原状回復を行った事業者数	228	333	293	357	273	276	1,760
G. 原状回復を受けた事業者数	33,094	25,059	36,137	21,698	45,072	68,951	230,011
H. 違反事業者1社当たりの原状回復額【円】(E/F)	1,804,956	2,025,345	3,172,594	2,269,132	2,985,971	13,845,000	/
I. 違反事業者1社・1年当たりの原状回復額【円】	3,609,912	1,350,230	1,269,038	648,323	663,549	2,517,273	/

※Iは、Hの額を26年度は「0.5」、27年度は「1.5」、28年度は「2.5」、29年度は「3.5」、30年度は「4.5」、令和元年度は「5.5」で除したもの

消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査結果の推移について(価格転嫁の状況)

	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年5月	平成30年5月	令和元年6月	令和2年2月
A.全て転嫁できている	79.0%	85.5%	83.4%	88.6%	88.3%	86.6%	88.5%
B.一部転嫁できている	13.1%	8.4%	8.1%	5.0%	5.1%	5.3%	4.7%
C.全く転嫁できていない	3.8%	3.7%	3.8%	1.9%	2.1%	2.5%	1.8%
D.その他(経営戦略上、転嫁しなかった場合など)	4.1%	2.4%	4.7%	4.6%	4.6%	5.6%	5.0%

※ 本表は、経済産業省において、平成26年4月の消費税率引上げを踏まえ、転嫁状況を定期的にモニタリングするために実施している「消費税の転嫁実施状況に関するモニタリング調査」(事業者へのアンケート)結果をまとめたもの
 ※ 対象事業者数は、東京商工リサーチに登録されている事業者のうち無作為抽出した40,000者

消費税転嫁対策特別措置法の運用による影響等について

措置を採ったことによる影響

- 1 情報通信業を営むA社に対し立入検査を実施したところ、当該事業者は既に違反行為を取りやめていた。同社の加盟業界団体は、傘下企業が公正取引委員会から勧告を受けたため、消費税転嫁対策特別措置法の遵守と再点検を促す書面を加盟各社に発出しており、当該立入検査先は、この要請文書に基づき、自主的に、従来内税で定めていた委託料を外税方式に改めるとともに、支払金額を是正した。
- 2 サービス業を営むB社に対し、買ったたき行為について指導を行ったところ、同じ業界団体に所属する同業他社が、当該指導の事実を知り、自社が現在行っている行為が消費税転嫁対策特別措置法に違反することに気が付き、違反行為を取りやめるとともに公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 3 製造業を営むC社に対し、買ったたき行為について指導を行ったところ、当該事業者の親会社及びそのグループ会社十数社が、同様の違反行為を取りやめるとともに、公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 4 情報通信業を営むD社に対し、買ったたき行為について指導を行ったところ、同社のグループ会社数社が、違反行為を取りやめるとともに、公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 5 大規模小売事業者であり、食品、日用品等の小売業を営む事業者E社に対し、買ったたき行為について勧告・公表を行ったところ、新聞報道で当該事件を知った大規模小売事業者である同業他社が、自社でも同様の行為を行っていることを確認したため、公正取引委員会に相談に赴いた。
- 6 情報通信業を営むF社に対し、買ったたき行為について勧告・公表を行ったところ、その直後、新聞報道で当該事件を知った同業他社が、自主的に社内点検を行い、違反行為を取りやめ、取引先に転嫁拒否額を支払うとともに、公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 7 生活関連サービス業を営むG社に対し、買ったたき行為について勧告・公表を行ったところ、その直後、複数の同業他社が、同様の違反行為を取りやめるとともに、公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 8 違反事件の端緒情報を申告した人に対し、なぜ申告するに至ったか確認したところ、「公取委が勧告した事件の報道を見て、申告する背中を押された」と話していた。なお、当該申告人から寄せられた情報は、別の新たな勧告事件の端緒情報となり、その後勧告・公表に至った。

- 9 ある事業者に対し勧告を行ったところ、当該事業者から公正取引委員会に対し、違反行為を受けていた特定供給事業者が、同社から原状回復があった旨の報告と合わせて、類似事件の申告が行われた。

書面調査等を行ったことによる影響

- 10 情報通信業を営むH社が、書面調査の調査票を受け取ったことを契機に社内点検を実施し、その結果発見された違反行為の取りやめ・是正と、取引先に対する転嫁拒否額の支払いを自主的に行った。
- 11 生活関連サービス業を営むG社に対し立入検査を実施したところ、当該事業者の親会社名で「今般、2014年当時の消費税の転嫁状況について、当社グループ各社に対する調査が増えています。当該調査において、消費税特措法が徹底されておらず行政指導を受ける可能性がある事案が発生しておりますので、他のグループ各社における消費税特措法遵守状況について緊急点検をさせていただくものです」と記載された文書が確認された。また、当該事業者は、この文書を受け、立入検査前に、違反行為を取りやめ、取引先に対し、転嫁拒否額の大部分を支払っていた。

施策全体に対する評価

- 12 「書面による悉皆調査の意義は非常に大きい。被害者側にとっていつでも当局に対し申告ができるという状況それ自体が、消費税転嫁対策特別措置法違反行為に対する大きな抑止力になっていると感じる。多くの予算がかけられていることと思うが、実施する価値のある取組である。」(独占禁止政策協力委員からのヒアリング)
- 13 「消費税の転嫁に関する調査票は頻繁に送られてくる記憶がある。頻繁な調査に価値があると思う。」(地方の有識者との懇談会)
- 14 「当社に消費税転嫁に関するアンケートが届いた。このアンケートは、事業者が消費税転嫁対策特別措置法について知るきっかけを与えたり、また、消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為を抑止させる効果もあると思う。」(地方の有識者との懇談会)
- 15 「役所から転嫁阻害を受けていないかといったヒアリングを受け感謝している。」(納入業者等へのヒアリング)
- 16 「大手の横暴は、ここに参加している皆さんを受けているもの。公取としては、悉皆調査等を行って把握し、指導すべき」(地方の有識者との懇談会)

- 17 「消費税転嫁対策調査室を設置し、各種の取組を実施したことにより、消費税の転嫁拒否等の行為に対し迅速かつ厳正に対処するという公正取引委員会の方針が社会に伝わり、違反行為を抑止する効果が出ていると考えている。」(独占禁止政策協力委員からのヒアリング)
- 18 「公正取引委員会が消費税の円滑かつ適正な転嫁のために種々の取組を行っていることにより、事業者間取引においては消費税の転嫁がきちんと行われているというのが実感である。」(地方の有識者との懇談会)
- 19 「消費税転嫁対策特別措置法ではどのような行為が違反となるのかについての広報や、違反行為が行われた時に厳正に対処して発表することなど、公正取引委員会のきめ細かな情報発信により、消費税率引上げ分はスムーズに転嫁されているとの印象を持っており、公正取引委員会の活動を評価している。」(独占禁止政策協力委員からのヒアリング)
- 20 「消費税率引上げに際して、消費税分を減額してほしいとの要請はなかった。業界団体に加盟する各社は、貴委員会のおかげであると話している。」(納入業者等へのヒアリング)
- 21 「前回の税率アップの際にはいろいろありましたが、今回の増税は現時点では全く転嫁拒否の話はありません。ピタッと無くなっています。法律ができたことや公取さん、中企庁さんの監視の動きが新聞などマスコミ報道され、それが効いているものと思う。助かっています。」(書面調査回答者へのヒアリング)
- 22 「平成26年4月の消費税率5パーセントから8パーセントへの引上げについては、現状、転嫁できていないという声は聞こえておらず、公取のおかげであると思っている。今後もしっかりと目配せしてほしい。」(事業者団体からのヒアリング)
- 23 「消費税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられた平成26年当時は、転嫁Gメンの働きや公正取引委員会による特措法違反事件の勧告公表により、大手販売業者をはじめとしてコンプライアンス意識を高め、買ったたき等の転嫁拒否行為は、殆ど発生しなかった。」(事業者団体からのヒアリング)
- 24 「スーパー、量販店等の大手小売りに、納入する組合員は多いが、消費税の転嫁は外税で行われている。税率が8%に引き上げる平成26年4月1日前後に、今回の場合は政府が強力に転嫁拒否を取り締まったことで、特に大規模小売業者からの圧力に耐えることができた。公取委の活躍には業界としても感謝している。大規模小売が価格に転嫁させない行為(買ったたき)等を行えなかったことで、ましてや、他の納入事業者からは問題となる行為があったとの報告は受けていない。」(納入業者等へのヒアリング)

- 25 「今回の8%へ消費税率が引き上げられたときは、公正取引委員会が消費税の転嫁について広報し、転嫁の状況をきちんと監視してくれたおかげと、我々業界における公正取引協議会で転嫁カルテルを申請したことで、取引先とは品質で商談ができ、本体価格で取引が成立して、それに8%の消費税を転嫁するということが確実にできている」(地方の有識者との懇談会)
- 26 「本体価格で価格交渉をしており、本体価格に8パーセントを乗じた額を加えて請求し、請求額どおり支払われているので、問題なく消費税率の引上げ分を転嫁できている。これは、公正取引委員会の活動のおかげであり、消費税率が10パーセントに引き上げられる際も、問題は起きないと思う。」(下請取引等改善協力委員からのヒアリング)
- 27 「消費税の転嫁拒否等への対策について、消費税率が5パーセントに引き上げられた際には取引先から多くの値下げ要請があったが、消費税率が8パーセントに引き上げられた際にはそういった要請は全くなく、非常に大きな効果があった。消費税率が10パーセントに引き上げられる際には8パーセントに引き上げられた際と同様に対応いただくことを望む。」(下請取引等改善協力委員からのヒアリング)
- 28 「消費税転嫁対策特別措置法に関する中小事業者からの苦情の声は減ってきていると感じる。公正取引委員会の取組が一定の成果をもたらしたと思う。」(独占禁止政策協力委員からのヒアリング)
- 29 「消費税引上げの都度、消費税を転嫁できなくて困っていた。今回は政府の方も取り締まるような法律をつくり心強い。」(納入業者等へのヒアリング)
- 30 「特措法を恒久法として、貴委員会が目を光らせるとともに、総額表示を見直し、外税表記を恒久化してもらいたいと考えている。」(事業者団体からのヒアリング)

令和2年度行政事業レビューに係る行動計画

令和2年4月10日

公正取引委員会

令和2年度の公正取引委員会における行政事業レビューについては、「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議策定，令和2年3月27日改正）等によるほか，本行動計画によって定める取組体制及びスケジュール等により実施するものとする。

第1 行政事業レビューの取組体制

1 行政事業レビュー推進チーム

行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を設置し，チームが責任を持って行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）を実施する。

(1) チームの構成

チームの構成員は，以下のとおりとする。

総括責任者：官房政策立案総括審議官

副総括責任者：官房総務課長

メンバー：官房総務課会計室長，官房総務課企画官，官房人事課長，
経済取引局総務課長，経済取引局取引部取引企画課長，
審査局管理企画課長

事務局：官房総務課，官房総務課会計室

(2) チームの取組

チームは，以下の取組を行う。

- ① 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導
- ② 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ③ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
- ④ 前記①から③を踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ
- ⑤ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- ⑥ 概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- ⑦ 優良な事業改善の取組の積極的な評価

2 行政事業レビュー外部有識者会合

外部有識者によって構成される行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）を設置し、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用したレビューを実施する。

第2 取組の進め方

1 レビューシートの作成及び中間公表

(1) 事業単位の整理

令和元年度に実施した事業について、点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する（人件費、事務的経費等の個別事業と直接関連付けることが困難な共通経費を除く。）。

(2) レビューシートの作成等

レビューシートは、事業所管部局が事業単位ごとに作成する。

(3) 事業所管部局による点検等

事業所管部局は、レビュー対象事業について、予算の支出先、使途、成果・活動実績等を踏まえ、厳正な点検を行い、その結果をレビューシートに記載する。

また、官房総務課会計室長は、事業所管部局が作成したレビューシートの内容について、厳正な自己点検が行われ、適切に記入されているか確認し、指導する。

(4) 中間公表

レビューシートは、記入可能な事項を記入の上、次の期日までに公正取引委員会のホームページ（以下「ホームページ」という。）において中間公表する。

ア 公開プロセスの対象となる事業は、原則として公開プロセス開始日の10日前

イ その他の事業は、原則6月末、遅くとも7月上旬

2 外部有識者による点検

(1) チームは、外部有識者に点検を求める事業を選定した後、外部有識者会合を開催し、外部有識者に点検を求める。

(2) チームは、外部有識者に対し、事業を点検する上での留意点等を周知し、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者の要請に応じて資料等を提供する。

(3) チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

- (4) 外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかにホームページにおいて公表する。
- (5) 外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす。
- (6) 外部有識者による点検終了後、レビューの取組全般について、外部有識者が公正取引委員会委員長に対して、直接に講評を行う機会を設ける。

3 公開プロセス（実施する場合）

- (1) チームは、外部有識者による点検の対象事業のうち、事業の規模が大きいものなどのほか、公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるものを公開プロセスの候補事業とし、外部有識者の理解を得て対象事業を選定する。
- (2) 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施し、実施方法については行政改革推進本部事務局の定めに従う。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

- (1) チームによる点検（サマーレビュー）
チームは、全ての事業について、厳正な点検を行い、点検結果を所見として、レビューシートの所見欄に記入する。
- (2) 概算要求等への反映
事業所管部局は、チームの所見を令和3年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。官房総務課会計室長は、事業所管部局がチームの所見を概算要求に適切に反映させているか確認し、指導する。
また、事業所管部局は、その反映状況等について、レビューシートに分かりやすく記入する。

5 点検結果の最終公表

- (1) レビューシートの最終公表
レビューと政策評価の一覧性に留意し、チームの所見、所見を踏まえた事業の改善点、令和3年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、同年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表する。
- (2) 概算要求への反映状況の公表
チームの所見の各事業への反映状況、反映額の総額等を取りまとめ、令和3年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表する。

6 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成及び公表

事業所管部局は、令和2年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）及び令和3年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）についても、記入可能な範囲でレビューシートを作成する（人件費、事務的経費等の個別事業と直接関連付けることが困難な共通経費を除く。）。

新規事業については令和元年度に実施した事業と同じ時期に、新規要求事業については令和3年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に、それぞれ公表する。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

チームは、新規事業及び新規要求事業について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートに記入する。また、事業所管部局は、チームの所見を令和3年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。

(3) 概算要求への反映状況の公表

チームの所見の各事業への反映状況、反映額の総額等を取りまとめ、新規事業については令和元年度に実施した事業と同じ時期に、新規要求事業については令和3年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に、それぞれ公表する。

7 その他レビューの実効性向上のための取組

(1) 優良な事業改善の取組の積極的な評価

チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価し、普及させる。

(2) 本計画の見直し

本計画は、進捗状況や他省庁の取組を参考とし、必要な場合には、適時、所要の見直しを行うものとする。

第3 令和2年度の取組のスケジュール

